

第103回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和3年6月3日(木曜日)

| | | | | |
|-------------------|-----|--------------------------|-----|---------|
| 出席議員 (13名) | 1番 | 金 澤 孝 良 | 2番 | 児 玉 雅 善 |
| | 3番 | 加 古 原 瑞 樹 | 4番 | 千 種 和 英 |
| | 5番 | 小 林 裕 和 | 6番 | 廣 利 一 志 |
| | | | 8番 | 岡 本 義 次 |
| | 9番 | 金 谷 英 志 | 10番 | 山 本 幹 雄 |
| | 11番 | 岡 本 安 夫 | 12番 | 西 岡 正 |
| | 13番 | 平 岡 き ぬ ゑ | 14番 | 石 堂 基 |
| 欠席議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (1名) | 12番 | 西 岡 正 | | |
| | | ※ワクチン接種のため 午後01時48分着席 | | |
| | | | | |
| 早退議員 (1名) | 12番 | 西 岡 正 | | |
| | | ※ワクチン接種のため 午後01時13分退席 | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|--------|------|--------|------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 尾崎基彦 | 書記 | 大上千佳 |
| | | | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (19名) | 町長 | 庵途典章 | 副町長 | 坪内頼男 |
| | 教育長 | 浅野博之 | 総務課長 | 幸田和彦 |
| | 企画防災課長 | 江見秀樹 | 税務課長 | 大永和重 |
| | 住民課長 | 山田裕彦 | 健康福祉課長 | 戸屋雅裕 |
| | 高年介護課長 | 長峰忠夫 | 農林振興課長 | 松阪鉄矢 |
| | 商工観光課長 | 真岡伯好 | 建設課長 | 重崎勇人 |
| | 上下水道課長 | 梶本周作 | 上月支所長 | 高見浩樹 |
| | 南光支所長 | 竹内秀夫 | 三日月支所長 | 服部吉純 |
| | 会計課長 | 和田始 | 教育課長 | 宇多雅弘 |
| | 生涯学習課長 | 谷邑雅永 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠席者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 1 号 令和 2 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 2 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について
- 日程第 6. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例等の一部を改正する条例（R3.3.31 専決第 3 号））
- 日程第 7. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（R3.3.31 専決第 4 号））
- 日程第 8. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（R3.3.31 専決第 5 号））
- 日程第 9. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町介護保険条例の一部を改正する条例（R3.3.31 専決第 6 号））
- 日程第 10. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町一般会計補正予算 第 10 号（R3.3.31 専決第 7 号））
- 日程第 11. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 5 号（R3.3.31 専決第 8 号））
- 日程第 12. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 4 号（R3.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 13. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号（R3.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 14. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 4 号（R3.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 15. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号（R3.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 16. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 5 号（R3.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 17. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 5 号（R3.3.31 専決第 14 号））
- 日程第 18. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 3 号（R3.3.31 専決第 15 号））
- 日程第 19. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 5 号（R3.3.31 専決第 16 号））
- 日程第 20. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町一般会計補正予算 第 1 号（R3.4.1 専決第 17 号））
- 日程第 21. 議案第 65 号 町有財産の無償貸付けについて（旧三土中学校跡地）
- 日程第 22. 議案第 66 号 協定の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター一他 2 施設の建設工事委託に関する協定）
- 日程第 23. 議案第 67 号 佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 68 号 佐用町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 69 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 70 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27. 議案第 71 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

- 日程第 28. 同意第 2 号 佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 29. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 30. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022
年度政府予算に係る意見書採択の請願について
日程第 31. 委員会付託について
追加日程第 1. 発議第 2 号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書（案）

午前 09 時 30 分 開会

議長（石堂 基君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 103 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様へ、おそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまです。

重ねて私事でありませうけれども、3 月の定例会に引き続き、治療中のため、私、着帽のまま、議事の進行に当たらせていただきますことを、お許しをいただきたいと思っております。

開会に当たり、引き続き、御挨拶を申し上げます。

例年になく、早い梅雨入りをし、今年の天候はというふうに関心されましたけれども、梅雨に入った途端、好天続きで、昨日、一昨日については、最高気温を記録するなど、非常に暑い日が続いています。今日午後、明日と、少しまとまった雨が予報されています。早々と田植えが終了した田では、本当に、この高温に伴い、苗だけでなく草の勢いもよく、非常に心配されている農家の方も、たくさんあるように見受けられます。

少しまとまった雨により気温が下がり水温が下がり、例年どおりの発育が望まれるかなというふうに思っております。

さて、今期定例会には、報告 2 件、条例の一部改正及び令和 2 年度補正予算の専決処分承認など 15 件、条例改正、令和 3 年度一般会計補正予算などの議案 7 件、同意 1 件、諮問 1 件、請願 1 件、合計 27 件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これらの諸案件につき、適切なる結論が得られますようお願いをし、開会の御挨拶とさせていただきます。

続きまして、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、皆さん、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

6 月に入りました。令和 3 年度もはや 2 カ月が経過をしたところではす。事務的には 5 月末で令和 2 年度の出納閉鎖、これも無事完了をいたしました。

また、議長、御挨拶のように、梅雨入りが非常に早く宣言されたんですけれども、その後、非常に好天が続いており、田植えも本当に順調に各地域進んでいるようであります。昨年は、あまり大きな大雨が降らず、水害というようなものがなかったものですから、蛍のほうも、今年は、非常にたくさん発生しているということで、私の家の目の前の江川川でも、たくさんの蛍が飛び交っております。

ただ、いよいよ今晚から雨になりますし、これから、梅雨の本番に入るわけでありまして、やはり大雨に警戒をしていかなければならないと、油断はできないなというふうに思っているところであります。

さて、御挨拶を兼ねて、コロナの状況、また、ワクチンの接種状況等を最初に皆さんへ、ご報告をさせていただきますと思っております。

コロナの感染状況につきましては、県下全体においては、緊急事態宣言が6月20日まで延長がされたところであり、かなり、感染者が増えて、非常に心配をされてきたところですが、ようやく、ここに来て、県下全体での感染者数も減少傾向に入ったというふうに見ております。

町内におきましても、先般、全員協議会の中でご報告させていただきましたように、町内の高齢者医療施設において、かなりの大きなクラスターが発生をし、また、各地域で、ポツポツとやはり感染者が発生をしてきたところですが、その後、報告をさせていただいた後については、ほとんど、落ち着いた状況で、新たな感染者は、発生していないというような状況になっております。

一番心配した、高齢者施設でのクラスターも、保健所のほうの報告では、大体これで、一応、施設内での感染のクラスターというのは、収束を見たのではないかとというふうに判断をされております。

また、そうした、状況の中で、一番に急がれているのが、このワクチン接種であり、近隣含めて、各地それぞれの自治体、いろんなところで、ワクチン接種が実施されていることにつきましては、毎日、報道でご存じのとおりであります。佐用町におきましても、ご報告を、これまでさせていただいたとおり、集団接種という形で計画的に接種をするということで、いよいよ先月の5月31日からスタートをさせていただきました。

5月31日からは、町内の2病院の会場で、接種をしていただき、また、昨日から文化情報センターの会場で、接種を行いました。約3日間ほどになるんですけれども、この間で、1,000人余り、1,007人の接種が、今、完了をしたところであり、

この接種につきましては、いわゆる私どもの佐用方式というような形で、あつた事前に意向調査をした上で、輸送計画も綿密に行い、特に、バスに乗っていただく方等につきましては、うちの対策室のほう、各課職員がみんな兼務でやっておりますけれども、事前に前の日に、改めて、「明日、お迎えに行きますよ」という確認電話をさせていただきなどしておりますので、まず、ほとんど問題なく、接種ができております。

やはり、課長の報告によりますと、やはり確認を入れると、「忘れていた」とか、「そうだったか」というぐらいな方も中には、あるそうです。

それから、自分で、車で来ていただく方については、それは、ほとんどの方が、やはり待っておられまして、非常にそれに対しては、注意して来ていただいておりますので、たくさんの方ではないんですけれども、やっぱり何人かは来られない。無断キャンセルみたいな形もあるようです。

ただ、それぞれの会場において、そのワクチンの希釈する、次の人数についても、一応、その大体状況を見て、調整をしながら、接種をしておりますので、最終的にたくさんの方のワクチンが余るとか、その日のワクチンが余ってしまうとか、無駄になるとかということは、一切ないということで、1瓶、希釈すると6人分とかという形になるので、どうしても端数というのは出るんですけれども、それについては、その関係者なり、すぐに打てる人に接種をするという体制でやっております。

これまで、3日間ですが、今日もやっておりますけれども、大体、午後1時から、大体4時までという3時間ほどの間になるわけですが、非常に各会場、準備も十分できて、スタッフのほうも十分、きちっと配置ができ、各病院のほうも非常に協力させていただいて、そういう体制を組んでいただいておりますので、私も会場を見て回っておりますけれども、全く、停滞するというようなことがなくて、本当にスムーズにできております。

1日、1会場が140人余りを予定して計画を組んでおりまして、31日から6月18日までを一応、第1回目の接種の期間としております。

それから、あと、予備日として1日設けて、どうしても接種をしないというふうに、最

初回答された方も、やはり、こういう状況の中で、改めて、接種をしたいという方もいらっしゃると思いますし、また、その日が駄目だということで、予定を変更してほしいという方も、どうしても、それは当然出てきますので、そういう方についての予備日を22日に設けておきます。

第2回目の接種を、今月の21日から、3週間たった人から順番に、また、同じような順番で接種をするわけです。それで、大体、7月の12日までで、高齢者の接種が全て完了すると。ただ、接種を希望されている方は、全体の人数から見ると、いろんな状況があって、こちらにいらっしゃる方もいらっしゃるし、施設にも当然、入っておられる方もいらっしゃる。そこは、接種されている方もいるんですけども、1割弱ぐらいの方が、接種を、今のところはされないということになるのかなというふうに思います。

ですから、全体で5,600ぐらいの方に対しての接種に、当面なろうかと思うんですけども、これは、非常にスムーズに計画的にできるというふうに、今、確認をしたところがあります。

ただ、これから一番心配するのは、この雨、気象状況で、よっぽどのことがない限り、この接種を最優先して実施していかなければならないと思っておりますけれども、警報が出たり、災害避難指示しなきゃいけないというような状況になれば、当然、そこは、そういう状況の中で、接種もできない、また、延期をしなきゃいけないというような対応もしなきゃいけないと思っておりますけれども、なかなかタイトに、全部、計画どおりやっていますので、1つを順延するというわけにはいきませんので、そのあたりは、担当者のほうも非常に苦労するところですけども、混乱のないように、やっていけるように努力をしていきたいと、対応していきたいというふうに考えております。

その後の問題で、一番大事なのは、これから65歳未満の方の接種を、いかに早く、これをやるかということになるんですけども、これがなかなか、私のほうは、担当者のほうにも、そういう指示はしておりますけれども、ワクチンそのものが、配布計画が示されない。国のほうやテレビのほうでは、既に、それだけのワクチンは十分確保して、ほかでは一般の方にも接種するよというような形でやっていますけれども、実際には、県下の各自治体に、いついつ、どれぐらいの量のものを配送していく、届けるということが、全く未定な状況であります。

県にも何とか早く、これしっかりと計画つくってもらわないと、こちらの計画ができませんということで、昨日も県に行って、そういう話もさせていただいたんですけども、県のほうも非常に苦労していることは確かです。

多分、こういう状況を見ると、やはり高齢者のワクチン接種を優先して、佐用町の場合ですと、特に、先生方、看護師の体制についても、それが終わらないと次へ行かないんですけども、ワクチンが確実に入ってくるということになれば、8月ぐらいからの接種になっていこうかと思えます。

ただ、今回、65歳以下の方については、前にも申し上げましたように、今回の集団接種だけではなくて、集団接種も一部取り入れる必要もあるかもしれないんですけども、医療機関等個々に予約もしていただいて、先生方に、それぞれで受付もしていただいて、接種していただくという形、職場での集団接種とか、いろんな形が生まれてくると思うので、そのへんは、今のところ、今回のような、高齢者のような集団の事前の接種計画という形では、これ、ちょっと逆にできないという形になろうかと思っております。

そういうことで、今のところ、全く問題なく、今、接種が実施されているという状況をご報告させていただきます。

そういうことで、さて、今議会につきましては、当初、議長のほうから御挨拶いただきましたように、令和2年度の最終の専決させていただきました補正予算、そして、今年度、

新たに、臨時交付金等の交付に基づく事業案と予算を提案をさせていただきたいと思いません。

そのほか条例の改正等ございます。それぞれ、慎重にご審議をいただき、適切妥当な結論をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願います。

議長（石堂 基君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 103 回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、及び各支所長であります。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策の観点から、当局側の出席者の最小化をお願いし、課長等の途中入退場を許可していますので、報告しておきます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1． 会議録署名議員の指名

議長（石堂 基君） 　　日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。9 番、金谷英志議員。10 番、山本幹雄議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第 2． 会期決定の件

議長（石堂 基君） 　　続いて、日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 6 月 3 日から 6 月 22 日までの 20 日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 6 月 3 日から 6 月 22 日までの 20 日間と決定しました。

日程第 3． 行政報告について

議長（石堂 基君） 　　続いて、日程第 3、行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　それでは、1 件、行政報告をさせていただきます。

職員の採用につきましての令和 4 年度の採用職員の募集について、ご報告をさせていた

だきたいと思います。

例年なんですけれども、今年度も令和3年度末で退職者があります。また、途中での退職等もあるかもしれませんが、定年だけではなくて、途中での退職というものも含めて、今、予定といたしましては、一般行政職が9名、保育士1名、調理員1名、運転員1名の合計12名が退職の予定であります。

令和4年度からの採用につきましては、まず、本年9月19日に予定をされております全国統一の、町村会に委託して試験を行う募集につきまして、一般行政職について、7名程度、また、保健師、保育士1名程度の募集を、まず、行いたいと思います。

ただ、この統一試験だけではなくて、昨年度も実施いたしましたけれども、やはり社会経験を積んだ、社会人枠として、採用年齢も引き上げて、優秀など言いますか、職員を採用、確保していきたいということを考えておりまして、2回に分けての採用試験を行う予定といたしております。

社会人経験枠としての募集につきましては、この統一試験が終わった後、その募集状況を見て、試験状況を踏まえて、職員の人数、また、職種については、その時に決定をしていきたいと思っておりますけれども、一番採用を、これから当然考えていかなきゃいけないのが、技術職、専門職の採用であります。

そうした職員の採用につきましては、そうした経験した社会人経験のある職員の採用も必要だということで、今年度、そうした採用試験を実施していくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その都度、広報等で、皆さんにお知らせをさせていただきますけれども、議員各位におかれましても、特に、佐用町出身で、外でいろいろな経験を積まれて、佐用町地元に帰って、町のためにという意欲のある職員を何とか確保していきたいと考えておりますので、そういう面でのご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（石堂 基君） 以上で、行政報告は終わりました。

議長（石堂 基君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思ひますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第4．報告第1号 令和2年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（石堂 基君） それでは、日程第4に入ります。

日程第4、報告第1号、令和2年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、報告第1号、令和2年度
佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など8事業、繰越額合計1億2,788万円でございます。財源内訳は、国県支出金5,936万7,000円で、うち収入済額が46万7,000円、未収入額が5,890万円。地方債は3,640万円、一般財源は3,211万3,000円でございます。

次に、簡易水道事業特別会計につきましては、簡易水道事業の繰越額が624万4,000円。財源内訳は、その他特定財源378万円、一般財源246万4,000円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額が4億5,516万7,000円。財源内訳は、国県支出金2億3,039万円、地方債2億2,196万円、その他特定財源168万7,000円、一般財源113万円でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 15番の民生費、この障がい者福祉システム改修事業でございますけれども、これ新たに、中身が変わってのシステムの改修になるのでしょうか。その中身の内訳いうのか、そういうのは、どんなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） お答えいたします。

これに関しましては、国の制度改正が行われております。その制度改正が、ちょっと遅れたために、システムの改修の基本情報が町のほうへ提供されてまいりませんでしたので、繰越しになっております。

中身につきましては、報酬単価の見直しなどが出ております。

グループホームにおける重度化、それから、高齢化に対応するための報酬の見直しであったり、障がい児の入所施設における報酬。人員基準等の見直しが行われております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） それと、35款の土木費でございますけれども、道路改良事業の中で、これ大きなものの中、集落とか、どういうものややっていくかという主だったものを、ちょっと、説明をお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） ただ今、繰越事業としてご説明をさせていただいておりますので、この今回、繰越しをした工事現場の説明ということで、よろしいのでしょうか。

まず、道路改良事業費につきましては、まずは、町道小山安川線、これにつきましては、工事は終わりましたが、JRへの用地の買収ということが残っております、その測量委託費を繰越しをしております。

また、町道三河98号線、これは河崎地内なんですけれども、道路改良工事を令和2年度に着手をいたしました、用地買収等の関係から、年度内の完了ができなかったということで、繰越しをさせていただいておりますという内容でございます。

議長（石堂 基君） ほかに、質疑はありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第5．報告第2号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第5、報告第2号、兵庫県町土地開発公社の事業報告について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第2号、兵庫県町土地開発公社の事業報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

公社の令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画につきましては、お配りしております、令和2年度事業報告書及び計算書類のとおりでございます。

本町では、令和2年度の利用実績、及び令和3年度利用計画はございませんし、つけ加えさせていただきますけれども、県下の加入しております各町におきましても、もう既に事業は完了をして、新たな、この利用計画なり利用はございません。

そういうことで、全国的に見ても、こうした県全体での土地開発公社につきましては、解散をしているところが出ております。

私も、事務的にだけの処理をしなければならない、こういう事業、公社という機関につきましては、これはもう、必要性がなくなっていると、役割を終えたものであり、解散をすべきではないかということ町村会の方で提案をさせていただいております。今後、また、手続きが、当然ございますので、町村会全体の合意が得れば、解散の手続きに入りたいというふうに考えておりますことをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 6 . 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例等の一部を改正する条例（R3.3.31 専決第 3 号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

承認第 3 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 3 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 3 年 3 月 26 日、国会において地方税法の一部を改正する法律が可決され、本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、佐用町税条例等の一部を改正したものでございます。

このたびの法律の施行に伴う町税条例に関する主な改正は、まず 1 点目は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認廃止と退職所得申告書の定義に係る規定の整備、及び退職所得申告書の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認廃止でございます。これらについては、所得税法における見直しと同様に、税務関係書類の電子化の観点から、電子提出の要件である税務署長の承認を不要とする改正でございます。

2 点目は、軽自動車の環境性能割の税率に係る読み替え規定を追記しております。

次に、附則第 10 条の 2 については、固定資産税の法律改正に合わせて条例の項ズレを改正するものでございます。改正する項は、地方税法第 15 条に掲げる固定資産税の課税標準の特例において軽減割合を町で定めている各項であり、この項に対応する条例のズレの改正でございます。

附則 11 条、12 条、13 条については、令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和 3 年度から 5 年度までの各年度分の固定資産税の負担調整について、現行の仕組みを 3 年間延長する改正でございます。

その上で、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や町民生活全般を取りまく環境が大きく変化したことを踏まえて、納税者の負担感に配慮する観点から令和 3 年度に限り、課税標準額が増加する土地については、前年の課税標準額を据え置く措置を講ずる改正でございます。

附則 15 条では、特別土地保有税の課税特例を法律改正にあわせて年度等の改正でございます。

附則 15 条の 2 では、軽自動車税環境性能割の税率を 1 %分軽減する軽減について、臨時的軽減期限を令和 3 年 12 月 31 日までの 9 カ月延長する改正でございます。

附則 16 条では、軽自動車税の種別割のグリーン特例の内 50%軽減及び 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期間を 2 年間の延長と項ズレを改正しております。

附則第 25 条では、住宅借入金等特別税額控除の拡充と延長を法律改正に合わせて改正をいたしております。

次の第2条、佐用町税条例の一部を改正する条例の一部改正については、第48条、第50条、第52条及び附則第4条について、法律改正にあわせて項ズレを改正をしております。

佐用町税条例の条例の施行日が、令和3年4月1日でありましたので、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

以上、ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） ページ6710（新旧対照表）、第36条の3の3、第4項中この公的年金の受給者とは、そして、この中で「所得税法の第203条の6の第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には」と、記載されておりますけれど、この中身について、どういうことを、この203条の6第6項を謳っておるのでしょうか。

そして、また、今度、「令第48条の9の7の3において準用する」と、この移行する場合の説明をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） すみません。流用するというのは、どういう。

8番（岡本義次君） ここに載ってますよ。準用するって。

税務課長（大永和重君） 準用ですか。

8番（岡本義次君） 準用。そうそう。

税務課長（大永和重君） 分かりました。

そしたら、第36条の3の3と言われたんですけども、関連しまして、36条の分については、内容的には、扶養親族の申告書について、税務署長の経由が必要であるというふうに、今までなっておったんですけども、電子化を進めるという意味で、この承認印を廃止するというところでございます。

その条件については、この36条の3の2では、給与所得者、36条の3の3では、公的年金受給者。それから、53条では退職所得ということで、これ同じような所得を申告をするわけなんですけれども、皆さんでは、例えば、年末調整をする時に出すような書類、これについて、扶養親族を記入したりする。それを、支払者が電子的な方法で出せるということで、内容的には同じなんですけれども、そういったところの整備を改正するというような内容が改正されております。

議長（石堂 基君） 準用部分については、説明いいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） すみません。今のね、例えば、今まで、公的年金の証書なんかで見せたりしてましたんを、それはもう、電磁的でやっていくと、そういうふうに変わっていくんやね。そこらへんは、どんなん。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 内容的には、同じなんです。公的年金の電磁的な方法で、申告するというのは、例えば、自宅から公的年金の保険庁のサイトを開いて、そこで自分の番号、パスワードを入れて、扶養親族がどういう形になっておるか。配偶者がおるのかどうかというふうなところとか、他に所得があるかどうかというふうなところを、入力して送れば、電子送信できるという体制ができるということであって、それだけになるというのではなくって、従来のペーパーで送るという方法もありますので、どちらかを選択するんですけども、今回の法改正では、そういう送り側も受け側も電磁的に送受信できる措置を講じておきなさいというふうな地方税法の改正がありまして、それを受けて、町税のほうの条例を改正しているというところでございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第3号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第7．承認第4号 専決処分承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（R3.3.31 専決第4号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

承認第4号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第4号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は限時法である過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に期限を迎え、失効することに伴い、当法律に基づき固定資産税の課税免除を定めていた本条例も同日に失効することになりましたが、必要な経過措置を設けるために、本条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、附則第4項ただし書中の「固定資産の課税免除を受けた者」を「設備を新設し、又は増設した者」に改めることで、令和4年度固定資産税の課税対象となる令和3年1月2日から3月31日までの間に取得した固定資産税対象設備に対し、本条例失効後も効力を有するよう改正をいたしました。

なお、新過疎法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、本年4月1日から施行されたことに伴い、引き続き減免措置が講じられることとなっております。

減免措置につきましては、本減免の基礎となる本町の新過疎計画の策定後に、課税免除に関する新条例案についてご審議をいただくことになる予定でございます。

新過疎法の公布が令和3年3月31日であり、同日までは本条例を失効させるか、延長させるか定まっていませんでした。よって、本条例の改正について議会を招集する時間的余裕もありませんでしたので、3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます、説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 一番最後のページの中で、第2条の規定により固定資産税の課税の免除を受けた者についてと、こう載ってございますが、過疎地域のそういう方が、どういう地域の方が、現在、佐用町では何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） お答えします。

過疎の地域というのは、人口の減少率とか高齢化率がありまして、佐用町の減少率は31.6%、高齢化率は38%というような状況の中で、適用を受けているということでございます。

どのような、何人おるかということは、ちょっと、対象者の把握はしておりません。

ただ、この減免措置について、適用を受けてる事業者については、過去3年で言いますと2事業者が受けております。

以上です。

〔岡本義君「利用者？」と呼ぶ〕

税務課長（大永和重君） 2事業者です。

〔岡本義君「あっ、2？」と呼ぶ〕

税務課長（大永和重君） 2事業者が2件、2件、前年は1件という形です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第8．承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（R3.3.31 専決第5号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

承認第5号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第5号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対

する国民健康保険税の減免につきまして、減免対象期間を延長するものでございます。

令和3年度の国民健康保険税の取扱いとして、令和4年3月31日までの間に納期限がある保険税の減免を行った場合において、国の財政支援が継続されることになりました。これに伴い、本条例を一部改正し、減免対象期間を国の財政支援が適用される期間に合わせるものでございます。

厚生労働省から兵庫県に財政支援の期間延長の通知が3月12日付でございましたが、国の財政支援の割合が変更されていること、対象となる保険税等詳細な内容が明確にされていないこと等から、町として減免の可否も含めて検討する必要があります3月の定例議会には上程することができませんでした。

令和2年度の保険税で、年度末に資格を取得した場合等で納期限が令和3年4月1日以降になったものについても、減免の対象とするため、施行日を4月1日とする必要があるために、3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第9．承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町介護保険条例の一部を改正する条例（R3.3.31 専決第6号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第9、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

承認第6号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、承認第6号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入が下がった方に対する、第1号被保険者の介護保険料につきまして、令和3年度におきましても、国から減免措置に対して財政支援を実施する通知が示されましたので、本条例を一部改正し、国の財政支援の適用される期間に合わせて、減免対象期間を延長するものでございます。

令和2年度から継続して減免の規程を定めるために、施行日を令和3年4月1日とする必要がございましたので、3月31日付で専決処分とさせていただいたものでございます。

以上、説明を終らせていただきます。ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第6号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 保険料の減免の延期なんですけれども、令和2年度の状況を、ちょっと伺いたんですけれども、令和2年度で申請された方というのか、減免を受けられた方は、どれぐらいあったのかということと、それから、減免割合、収入が減ったことに対する、それに対する減免の措置が取られるんですけれども、減免割合、平均で結構ですけれども、減免割合は、どれぐらいだったんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

令和2年度の減免の対象といたしますか、申請があった方でございますけれども、全員で9名の方から申請がございました。

そのうち、6名の方については、3世帯で同一世帯からお二人ずつということでございまして、それにあと個人の方が3名から申請がございました。

それで、令和2年度中に減免をした合計の額でございますけれども、2カ年、57万5,834円ということになってございます。

それで、この減免につきましては、令和元年度から令和2年度まで、事業所得と、事業所得を含む、その世帯の所得の減免、収入が減った割合によって、介護保険料の本来の額に対して、その収入減率を掛けて介護保険料を減免しておるものでございますけれども、それぞれ、個人ごとに若干異なるわけですけれども、平均をいたしますと、おおむね約4割5分、45%ぐらいの収入減になっておられる方が平均的な数字であるということでございます。

9番（金谷英志君） 分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

-
- 日程第10. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町一般会計補正予算 第10号(R3.3.31 専決第7号))
- 日程第11. 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第5号(R3.3.31 専決第8号))
- 日程第12. 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号(R3.3.31 専決第9号))
- 日程第13. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第4号(R3.3.31 専決第10号))
- 日程第14. 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第4号(R3.3.31 専決第11号))
- 日程第15. 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号 (R3.3.31 専決第12号))
- 日程第16. 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第5号(R3.3.31 専決第13号))
- 日程第17. 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第5号 (R3.3.31 専決第14号))
- 日程第18. 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第3号 (R3.3.31 専決第15号))
- 日程第19. 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第5号 (R3.3.31 専決第16号))

議長（石堂 基君） 続いて、日程第10に入ります。
日程第10から日程第19までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第10、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度佐用町一般会計補正予算（第10号）から、日程

第 19、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 5 号）までの 10 件を、一括議題とします。

承認第 7 号から承認第 16 号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 7 号から承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

まず、承認第 7 号、令和 2 年度佐用町一般会計補正予算（第 10 号）から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 3,286 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 153 億 4,017 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、1,705 万 3,000 円の減額で、町民税、固定資産税など、それぞれの税におきまして、収入見込みに基づくものでございます。

地方譲与税につきましては、649 万円の減額で、地方揮発油譲与税などそれぞれの譲与税におきまして、実績額に基づくものでございます。

利子割交付金につきましては、106 万 1,000 円の減額。

配当割交付金につきましては、10 万 8,000 円の増額。

株式譲渡所得割交付金につきましては、760 万円の増額。

法人事業税交付金につきましては、38 万 9,000 円の増額。

地方消費税交付金につきましては、800 万円の減額。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、261 万円の増額。

環境性能割交付金につきましては、793 万 4,000 円の減額。

地方特例交付金につきましては、134 万 6,000 円の減額で、それぞれ交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、6,910 万円の増額。令和 2 年度特別交付税の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、48 万 1,000 円の減額。同じく、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、279 万 2,000 円の減額で、うち、分担金は 239 万 8,000 円、負担金は 39 万 4,000 円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、133 万 4,000 円の減額でございます。うち、使用料は 260 万 7,000 円の増額で、各種公共施設使用料など実績見込みを計上いたしております。手数料は 394 万 1,000 円の減額で、窓口における諸証明手数料など実績見込みを計上いたしております。

国庫支出金につきましては、4,672 万 8,000 円の減額であります。うち、国庫負担金は 809 万 6,000 円、国庫補助金は 3,854 万 8,000 円、委託金は 8 万 4,000 円の減額で、各事業費の精査によるものでございます。

県支出金につきましては、3,730 万 6,000 円の減額。うち、県負担金は 93 万円、県補助金は 3,403 万 4,000 円、委託金は 234 万 2,000 円の減額。国庫支出金と同じく、各事業費の精査によるものであります。

財産収入につきましては、176 万 8,000 円の増額。うち、財産運用収入は 59 万 2,000 円、財産売払収入は 117 万 6,000 円の増額でございます。

寄附金につきましては、171万1,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、5,288万8,000円の減額であります。うち、特別会計繰入金は9万2,000円の増額。基金繰入金は5,298万円の減額で、災害復興基金の充当事業の実績見込みによるものであります。

諸収入につきましては、793万円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料は410万円、雑入は447万3,000円の増額。受託事業収入は64万3,000円の減額でございます。

町債につきましては、4,066万3,000円の減額で、充当事業の精査によるものでございます。

次に、歳出でございますが、各費目共通して、実績見込みに基づき、予算の精査を行っております。

それでは、歳出についてご説明をさせていただきます。

まず、議会費につきましては、405万4,000円の減額であります。

総務費につきましては、1億388万6,000円の減額。うち、総務管理費は1億212万9,000円の減額で、地方創生臨時交付金事業など、新型コロナウイルス感染症に関連した各種事業の精査などによるものでございます。徴税費は354万7,000円、選挙費は7万8,000円、統計調査費は9万9,000円、監査委員費は47万6,000円の減額でございます。戸籍住民登録費は244万3,000円の増額で、マイナンバーカードに関連した事務委任の実績に基づくものでございます。

民生費につきましては、1億9,939万2,000円の減額でございます。うち、社会福祉費は1億2,392万1,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や各事業の扶助費など、実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は7,517万1,000円、災害救助費は30万円の減額でございます。

衛生費につきましては、1億1,842万4,000円の減額でございます。うち、保健衛生費は9,534万7,000円の減額で、簡易水道事業特別会計繰出金の減額などによるものでございます。清掃費は2,307万7,000円の減額であります。

農林水産業費につきましては、8,882万3,000円の減額。うち、農業費では4,140万6,000円、林業費は4,741万7,000円の減額で、各事業の実績見込みに基づくものでございます。

商工費につきましては、3,479万4,000円の減額であります。

土木費につきましては、6,926万7,000円の減額であります。うち、土木管理費は1,792万9,000円、道路橋梁費は899万1,000円、河川費は232万円、都市計画費は5万4,000円、下水道費は3,743万9,000円、住宅費は253万4,000円の減額で、各事業の実績でございます。

消防費につきましては、1,382万2,000円の減額であります。

教育費につきましては、8,926万3,000円の減額であります。うち、教育総務費は824万5,000円、小学校費は2,820万1,000円、中学校費は1,504万7,000円、社会教育費は1,970万5,000円、保健体育費は1,806万5,000円の減額となっております。

公債費につきましては、5億8,886万5,000円の増額で、繰上償還の原資といたしております。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして、ご説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業640万円につきましては、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものであります。

以上、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第8号、令和2年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につい

て、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,323 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 7,226 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、1,846 万 5,000 円の増額でございます。現年課税分が 1,329 万円、滞納繰越分が 517 万 5,000 円の増額でそれぞれの実績によるものでございます。

一部負担金につきましては、2,000 円の皆減でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 2 万 8,000 円の減額で、督促手数料の実績によるものでございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 7 万 2,000 円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免分の財政支援としての災害臨時特例補助金の増額でございます。

県支出金につきましては、県補助金 5,307 万 5,000 円の減額で、普通交付金が 6,433 万 8,000 円の減額、特別交付金が 1,126 万 3,000 円の増額、それぞれ実績によるものでございます。

繰入金につきましては、5,071 万 3,000 円の減額でございます。うち、他会計繰入金は 5,071 万 2,000 円の減額で、一般会計繰入金の精算による減額であります。

基金繰入金は、1,000 円の減額、準備基金繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては、204 万 2,000 円の増額であります。うち、延滞金、加算金及び過料は 185 万 3,000 円の増額で、保険税滞納延滞金の実績によるものでございます。受託事業収入は 18 万 9,000 円の増額で、特定健診等受託料の実績によるものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、176 万 3,000 円の減額であります。うち、総務管理費は 158 万 6,000 円の減額で、事業運営に係る事務費等の実績見込みに基づくものであります。徴税費は 17 万 5,000 円の減額で、需用費の実績であります。趣旨普及費は 2,000 円の減額であります。

保険給付費につきましては、6,445 万 6,000 円の減額であります。うち、療養諸費は 5,601 万円、高額療養費は 616 万 7,000 円、移送費は 1 万 1,000 円、出産育児諸費は 169 万 3,000 円、葬祭諸費は 55 万円、結核医療付加金は 2 万 4,000 円、傷病手当金は 1,000 円をそれぞれ減額いたしております。いずれも実績によるものでございます。

保健事業費につきましては、135 万 3,000 円の減額であります。うち、特定健康診査等事業費は 118 万 3,000 円の減額で、特定健康診査委託料の減額等によるものであります。保健事業費は、保健衛生普及費 17 万円の減額であります。基金積立金につきましては、2,562 万 4,000 円の増額となっております。国民健康保険の安定的な財政運営を図るために準備基金積立金を積み立てるためのものでございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 129 万 1,000 円の減額で、保険税還付金、交付金返還金等の実績による減額でございます。

予備費につきましては、4,000 万円の皆減といたしております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 130 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,290 万 7,000 円に、改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、18 万 1,000 円の増額で、保険料の実績によるも

のでございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 9,000 円の増額で、督促手数料の増額であります。

寄附金につきましては、一般寄附金 1,000 円の皆減であります。

繰入金につきましては、他会計繰入金 83 万 9,000 円の減額で一般会計繰入金の精算によるものでございます。

諸収入につきましては、65 万 7,000 円の減額であります。うち、延滞金、加算金及び過料は 2,000 円の皆減であり、償還金及び還付加算金は 65 万 3,000 円の減額で、保険料還付金、還付加算金の実績によるものでございます。

雑入は、2,000 円の皆減で、実績によるものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費 76 万 2,000 円の減額で、事務費等の実績に基づきまして減額をいたしております。

保健事業費につきましては、3,000 円の減額で、健康診査費の事務費の減額であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、21 万 6,000 円の増額で、納付額の確定によるものであります。

諸支出金につきましては、65 万 8,000 円の減額であります。うち、償還金及び還付加算金は 65 万 7,000 円の減額で、保険料還付金、還付加算金の実績による減額であります。

繰出金は、一般会計繰出金 1,000 円の皆減でございます。

予備費につきましては、10 万円を皆減いたしております。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,633 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 6,823 万 4,000 円とし、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 515 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から説明をさせていただきます。

保険料につきましては、373 万 3,000 円の増額でございます。介護保険料の実績によるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金を皆減。認定審査会受託金の精算でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 3 万 2,000 円の増額、督促手数料の実績によるものでございます。

国庫支出金につきましては、1,053 万 1,000 円の減額であります。うち、国庫負担金は 213 万 7,000 円の減額。介護給付費負担金の実績によるものでございます。国庫補助金は 839 万 4,000 円の減額で、調整交付金などの実績によるものを計上いたしております。

支払基金交付金につきましては、1,265 万 5,000 円の減額。介護給付費交付金の実績によるものでございます。

県支出金につきましては、523 万 2,000 円の増額。うち、県負担金は 539 万 2,000 円の増額。介護給付費負担金の実績によるものでございます。県補助金は 16 万円の減額。地域支援事業交付金の実績によるものでございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして、一般会計繰入金 1,126 万 2,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、87 万 8,000 円の減額。うち、延滞金、加算金及び過料は 2,000 円の予算を皆減しております。雑入は 87 万 6,000 円の減額で、実績によるものでございま

す。

次に、事業勘定の歳出でございますが、まず、2ページ、ご覧ください。

総務費につきましては、434万9,000円の減額であります。うち、総務管理費261万3,000円、介護認定審査会費161万7,000円、運営協議会費11万9,000円、それぞれの減額は、実績によるものでございます。

保険給付費につきましては、5,033万6,000円の減額であります。うち、介護サービス等諸費は4,779万7,000円、介護予防サービス等諸費は56万8,000円、高額介護サービス等費は17万1,000円、特定入所者介護サービス等費は180万円の減額で、それぞれ実績による減額でございます。

地域支援事業費につきましては、506万6,000円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は82万5,000円、一般介護予防事業費は297万6,000円、包括的支援事業費は84万4,000円、任意事業費は42万1,000円、実績によりましてそれぞれ減額いたしております。

基金積立金につきましては、3,369万1,000円の増額で、介護給付費準備基金積立金の増額であります。

諸支出金につきましては、27万円を減額し、償還金及び還付加算金の精算によるものでございます。

続いて、サービス事業勘定について、説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、サービス収入につきましては、5万7,000円の減額であります。予防給付費収入は1万5,000円、介護予防・日常生活支援総合事業費収入は4万2,000円、それぞれの実績による減額であります。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきまして15万円の減額であります。居宅サービス事業費は3万7,000円、介護予防・日常生活支援総合事業費は11万3,000円、それぞれの実績による減額でございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰入金を精算見込みによりまして9万3,000円を増額いたしております。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第11号、令和2年度佐用町朝霧園特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,101万7,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億799万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

事業収入につきましては、91万3,000円の増額で、生活扶助費及び施設事務費の精算見込みによる増額でございます。

寄附金につきましては、5,000円の増額であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を精算見込みによりまして、1,198万2,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、実績によりまして4万7,000円を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、1,097万7,000円の減額でございます。老人ホーム費におきまして、管理運営費の予算整理を行っております。

予備費につきましては、4万円の皆減。不用額の整理でございます。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第12号、令和2年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,518万6,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ 5 億 4,926 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 226 万 7,000 円の減額で、加入負担金の実績による減額が主な内容でございます。

使用料及び手数料につきましては、1,442 万 6,000 円の減額であります。うち、使用料は 1,448 万 2,000 円の減額で、水道使用料の実績による減額が主な内容でございます。手数料は 5 万 6,000 円の増額であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3,681 万 5,000 円を精算により減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 1,062 万 2,000 円の増額で、消費税還付金の増額が主な内容でございます。

町債につきましては、2,300 万円（230 万円と後で訂正あり）の減額で、簡易水道事業債対象事業の実績見込みによる減額でございます。

次に、歳出でございます。

簡易水道事業費につきましては、4,508 万 6,000 円の減額であります。うち、管理費は 2,822 万 8,000 円の減額で、各水道施設の修繕料や電気料、工事請負費の精算見込みによる減額が主な内容でございます。建設改良費は 1,685 万 8,000 円の減額で、委託料、工事請負費の精算による減額でございます。

予備費につきましては、10 万円を減額いたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,330 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 7,523 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金につきましては、負担金 155 万円の増額で、主に、加入負担金の実績による増額でございます。

使用料及び手数料につきましては、292 万 6,000 円の増額でございます。うち、使用料は 289 万 1,000 円の増額で、現年度分の公共下水道施設使用料の実績による増額が主なものでございます。手数料は 3 万 5,000 円の増額で、排水工事等指定手数料の実績による増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3,743 万 9,000 円を精算により減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入 6 万 2,000 円の増額であります。

町債につきましては、40 万円の減額で、公共下水道事業債対象事業の実績による減額でございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、3,320 万 1,000 円の減額でございます。うち、管理費は 2,371 万 4,000 円の減額で、浄化センター電気料、管理委託料、機器点検整備委託料などの精算による減額が、主な内容でございます。建設改良費は 948 万 7,000 円の減額で、実施設計委託料、工事請負費の精算による減額でございます。

予備費につきましては、10 万円の減額をいたしております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 14 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 5 号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,993 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 1,113 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料につきましては、使用料 130 万円の増額で、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料の実績を計上いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 2,123 万 6,000 円を精算により減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入 1,000 円の減額であります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、1,983 万 7,000 円の減額であります。うち、浄化槽管理費は 501 万 9,000 円の減額で、修繕料、管理委託料の精算による減額が、主な内容でございます。農業集落排水施設管理費は 1,008 万 2,000 円の減額で、施設電気料、浄化センター維持管理のための委託料、工事請負費の精算による減額であります。農業集落排水施設事業費は 473 万 6,000 円の減額で、委託料、工事請負費の精算による減額であります。

予備費につきましては、10 万円を皆減いたしております。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 15 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 413 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 96 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、使用料及び手数料につきましては、使用料 145 万 9,000 円の減額で、グループ用ロッジ使用料などの実績によるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 191 万 9,000 円減額をしております。

諸収入につきましては、雑入 75 万 5,000 円の減額で、ロッジ利用料など実績によるものでございます。

次に、歳出でございます。

教育費につきましては、社会教育費 413 万 3,000 円の減額で、事業等の精算と人件費等の不用額でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次、最後の承認第 16 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 5 号）についての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,359 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ 9,998 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、265 万 1,000 円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営に伴う収入のうち、宿泊料をはじめ、食事料、食堂売上料、その他の使用料が減額となったことによる、事業収入の減額によるものでございます。

繰入金につきましては、1,088 万 8,000 円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営の精算見込みに基づく、一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては、5 万 2,000 円の減額で、雑入の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、1,359 万 1,000 円の減額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、それぞれ各節ごとの費用を精査し、主には賃金・需用費・役員費・委託料・備品購入費などを減額いたしております。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上で、承認第 7 号から承認第 16 号までの専決処分につきまして、ご説明をさせていただきます。

できました。それぞれ十分に審議いただきまして、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時 10 分とします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。
発言の訂正の申出がありましたので、許可します。庵途町長。

町長（庵途典章君） 自席でよろしいか？自席で。

議長（石堂 基君） はい。

町長（庵途典章君） 先ほど、提案説明申し上げました中で、簡易水道事業につきまして、ちょっと、当初の原稿が間違っておりまして、私が読み間違えたわけではないんですけれども、言うておかないと。

町債の 2,300 万円の減額ということで、申し上げましたけれども、これが一桁違って 230 万円の減額ということで訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

議長（石堂 基君） ただ今議題にしております承認第 7 号から承認第 16 号までについては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 10、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 2 年度佐用町一般会計補正予算（第 10 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 先ほど、休憩前の説明で、当局の理由として、収入の見込みによるもの。交付金等の確定。それから、歳出のほうでは、精算、精査による確定という報告がありました。理解しております。

3 点ばかり、ちょっと聞かせてください。

まずは、9 ページ、固定資産税の説明のところ、土地、家屋、償却資産というのがあります。それで、専決では 3,598 まん 9,000 円の減額をしていると。これは、3 月補正の時に 5,390 万 9,000 円の増額補正をしています。土地については、3 月は 584 万 9,000 円の増で、今回、925 万 8,000 円の減、家屋は 630 万円の増で、今回 1,736 万円の減。償却

資産 4,176 万円の増で、今回、937 万 1,000 円の減。この 2 月頃、3 月補正で、3 月 15 日に可決していますので、その作成したのが 2 月としても、そのへんの見通しと状況はどうだったのかというのを、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それから、2 点目、61 ページ、商工費ですけれども、商工費の全体、3 月補正が 2,794 万円の増で、今回、3,479 万 4,000 円の減です。それで、各項目でいろいろあるんですけども、特に、20 目の観光費、笹ヶ丘特別会計への操出金、これ 3 月補正で 3,460 万円の増で計上しています。今回、1,088 万 8,000 円の減であります。さっきと同じような関係で、このへんの要因は何だったのかをお伺いします。

最後の 1 点、教育費全体ですけれども、教育費は 69 ページからです。全体で教育費としてね、3 月補正で 3,062 万 4,000 円。今回、8,926 万 3,000 円の減。どちらも減です。教育費全体が 10 億弱、9 億何ぼの当初予算です。それで、ざっと 1 割減ったような形になっています。それで、これは教育と、それから、社会教育費も全部含めるんですけども、これ全部とは言いませんけれども、各項目で精査されていますので、全部と言いませんけれども、コロナの影響が相当あったのかどうか。それで、その影響があったのであれば、そのへんの対応は、どうなっていくのかというのをお伺いしたいというふうに思います。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 質問にお答えさせていただきます。

固定資産税の今回の減額については、コロナによる影響というのは、かなりあります。で、前回の補正において、5,000 万円ぐらいの増額補正をしておるんですけども、この内容につきましては、前にも 1 回説明させてもらったかと思うんですけども、法人税において、1 法人がかなりの所得割を納めておられます。過去 5 年ぐらい前から 3,000 万円ぐらいの所得割という、税割を納めていただいております。この増額の要素というのが震災による増額ということではあるんですけども、いつそれが終わるかという予測が立ちませんし、会社のほうにも聞くわけにはいきませんので、予算上、当初予算には、これは加味しておりません。それを、最終的に 3 月の予算の時に、最終的に幾ら入るか。入った額を確定してから入れるということが 1 つあります。

それからもう 1 つ、償却資産なんですけれども、これも大型企業が先進技術を入れたりしながら、かなりの償却資産を有しておる。これも少し佐用町と、たつの市と、相生市にまたがっておりますので、そのへんの資産の案分というのが、まだ、最終的に決まってくるようになります。その分が増額になる。

それから、最近では、太陽光施設が、どんどん、どんどん増えておりますし、税務課でも、そういった資産を調査して課税するというふうなことがありまして、これらの伸びを含めて、最終的に調定額として、このくらい上がりますよという予算を上げたのが、前回の補正予算でございます。

今回、3,600 万円ほどの減額になったというのは、直近の収入見込みを見て、どれくらい入るかという予測をしたところ、この減額の数字が出てきたというところでございます。

内容を言いますと、約 850 万円、これも大型の法人でございます。これは、コロナの影響を受けて、徴収猶予の申請をされております。これが 3,500 万円のうちの 850 万円です。

もう 1 つ大型法人が少し納期を遅らせておったんですけども、これは 5 月の中旬から下旬にかけて 1,600 万円納付をしていただいておりますので、3,500 万円のうち、1,500 万円が減って、あと残り 2,000 万円、1,900 万円幾らですけれども、これがやっぱりコロナの

影響を受けて、なかなか入っておらない。なおかつ徴収猶予の申請もせずに納付を遅らせているというふうな状況で、収入が見込めないというところで、減額をさせていただいております。以上です。

たつの市と佐用町と上郡町ですね。すみません。

議長（石堂 基君） 続いて、商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 61 ページ、商工費のご質問についてでございますけれども、まず、商工費全体で申し上げまして、前回の補正におきましては、コロナ関連の増額等々をさせていただいたところでございますけれども、今回、主だったところは、61 ページの中でも特に、15 の商工振興費の中におきます既存の事業、中小企業の利子補給でございますとか、新規創業支援とか、そういったところが 61 ページ見ていただいたら分かりますとおり、事業の精算に基づきまして、実査いたしました結果が、軒並み減額という形になってございます。

それから、その下、20 目の観光費におきましても、宿場町ひらふくの指定管理委託料、これが 1,500 万円ほど予算化しておりましたところが、精算させていただいた結果、400 万減額ができたというようなところや、観光協会への負担金も一旦 200 万円ほど減らしておりましたが、さらにまた、100 万円ほど減らすというようなことで、精算をして減額の、現存の事業の減額の補正が増えたというところで、今回の商工費の全体での増額が増えているところでございます。

それと、笹ヶ丘につきましては、前回、全体の事業の落ち込みというところでご説明させていただきまして、収入が相当落ち込むということで、それに基づいた予算のほうを立てさせていただきまして、繰入金のほうを増やさせていただいてたわけでございますけれども、今回、4 月に入りまして、3 月までの帳簿のほうは、大体締まりましたので、それに基づいて、この後出てまいります笹ヶ丘特別会計の専決補正でございますけれども、それに基づいて、これも歳出のほうを、きちっと、実数に合わせて見直していただいた結果、歳出のほうは減額が 1,000 万円余りの減額が生じたというところで、それに合わせて繰入金のほうも一旦増やさせていただいておりますけれども、今回、締めさせていただいた歳出に合わせて、今回の補正で繰入金のほうを減額したというような状況になってございます。

議長（石堂 基君） 続いて、教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 3 月補正で、3,000 万円余りの減額という部分については、主に、生涯学習課の関係になりますので、生涯学習課長のほうから説明をいただきたいと思っております。

今回、補正をさせていただいたのは、議員おっしゃるように、コロナの影響もでございます。1 つ 1 つ項目を見ていただいたら分かっていたかと思うんですけれども、例えば、69 ページの事務局費、負担金補助及び交付金、こちら学校への補助金でございますけれども、軒並み減額という、金額はそんなに大きくはありませんけれども、コロナの関係で事業を縮小した、中止したというような形で減額になってございます。

それから、次のページの 70 ページ、国際理解教育推進事業費、これは ALT の事業費が、ここで組んであるわけですが、4 月、5 月と学校が臨時休業になりましたので、ALT も業務をしていないというようなところで、減額になってございます。

それから、通学対策費の関係では、小学校、中学校もですけども、4 月、5 月は臨時休業になったということで、契約額全額お支払いするのではなく、契約条項を変更いたしま

して、8割支給というような形で減額をさせていただきました。

と言いましても、減額の額大きいわけですけども、これは令和2年度から三河小学校と利神小学校が統合してスタートしたと、通学経路の変更があったと。それから、そもそも、当初予算を組む時に、来年度は保険料が値上がりするとか、事前の見積りをとっていたわけですけども、その額が大きかったというようなことで、結果的には減額が、このたび大きく生じたといったところが主なものでございます。以上です。

議長（石堂 基君） 続いて、生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） 生涯学習課の社会教育費の部分について、ご説明させていただきます。

3月の時点で、令和2年度事業がほとんどできておりませんでした。それに伴いまして、舞台の委託、また、スポーツ関係の補助金なども使うことがなく、3月で減額させていただいております。

それで、また、今回もよく、この予算書の中に出てくるのが、電気代とか水道代なども、使用が少なかったため、かなり減額になりまして、その分も減額させていただくような形を取らせていただいております。

それで、先ほど、ちょっと、あれなんですけども、水泳なんかの指導料なども、一時止めたところがございまして、その分については、業者さんの人件費分は支払ったんですけども、それで、減額させていただいたりということを見せていただいております。以上でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

[小林君 挙手]

議長（石堂 基君） 小林議員。

5番（小林裕和君） すみません。それぞれ、丁寧な説明ありがとうございます。

まず、固定資産税のほうについては、確定するのが3月末と4月に、分かるんですけど、あまりにも金額が、ちょっと大きかったのも、その3月の補正の時に、もう少し精査できたらよかったんじゃないかなという思いがします。

ずっと以前に、その予算のことも話したこともあると思うんですけども、ちょっと、そういう思いでした。

それと、教育費については、コロナの影響はどうだったか、細かい説明ありがとうございます。コロナの影響で、それぞれの行事、社会教育とかいろんな行事をして、地域がいろいろと休んでいるということもあるんでしょうけども、これから、そういう影響が大きければ大きいほど、また後、大変だろうと思いますので、そのへんのところを、ちょっと聞きたかったんですよ。今、それぞれ、コロナとか通学費とか、そんなんの学校は休みになったり、それは、前の説明で聞いていますので、そういう全体的にコロナの影響で、今後、どうするかということは、ちょっと聞きたかったわけです。すみません。ありがとうございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

5 番（小林裕和君） いいです。

議長（石堂 基君） ほかに質疑は。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 9 ページ、5 の 10 の 10、個人の町民税の滞納繰越で 60 万円。それから、法人で少なくなったんが 5 万 9,000 円ね。

それから、固定資産税（滞納繰越分）、これが 1,080 万円。

それから、軽自動車が少ないんが 32 万円。これの今の現在の状況が、どんな状況であるかというのを述べてみてください。

それから、ついでに言うておきますけれど、10 ページ、17 の 10 の 10 の株式譲渡所得割交付金が 760 万円増えております。

それから、その 11 ページに、同じく、ゴルフ場利用税交付金 261 万円、これもプラスになっていますけれど。

その下の環境性能割交付金が 793 万 4,000 円、この少なくなっておるんですけど、これらの要因について、述べてみてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） すみません。

各税の滞納繰越分なんですけれども、個人については、60 万円の増額。それから、法人税については、5 万 9,000 円の減額、そういうふうになっておるんですけども、まず、個人については、コロナによる滞納分が、滞納といいますか、納税誓約をした分についての納付が非常に見込めなかったということで、滞納繰越分があります。

それから、法人については、全て完納になっておりますので、これを減額しております。

それから、固定資産税については、今回、増額という形になっておるんですけども、これについては、大型法人 1 業者と、それから、個人、これは公売をかけるということで、処分をしました。最終的には公売をかけずに民売のほうで解決したんですけども、その分が入りまして増額となっております。

個人については、60 万円増額ということで、これも同じように、滞納関係でたくさん入ったということでございます。

軽自については、これもコロナの影響を受けて少額の 7,500 円、7,800 円というところが、かなり増えまして、その分が入っていないということで、減額になっております。以上です。

議長（石堂 基君） 続いて、総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

まず、10 ページの株式譲渡所得割交付金でございますけども、これは県に納入された株式譲渡の所得割につきまして、そのうちの 5 分の 3 を市町村に振り分けるということにな

っております。その関係で、金額的な状況把握というのとはしておりません。精算としまして、その分が増額となったということでございます。以上です。

続きまして、11 ページのゴルフ場利用税交付金でございますけれども、ゴルフ場利用税交付金につきましては、佐用で言いますと、G-style カントリー倶楽部、佐用スターリゾートゴルフ倶楽部、JOYX ゴルフ倶楽部、それと、三日月カントリークラブ、4 の施設がありまして、これにつきましては、ゴルフ利用された方から 400 円から 1,200 円課税されるということですが、これにつきましても、都道府県に納入されたゴルフ利用税の総収入額の 10 分の 7 に相当する額をゴルフ場の所在の市町村に交付するということになっておりまして、その算定につきましては、ちょっと、本町のほうでは把握していないということでございます。

それと、11 ページの環境性能割交付金ですね、これにつきましても、これまでは自動車取得税交付金という形で入っていたものが、環境性能割交付金という名称を変えて入ってくるということでございますけれども、これも県に納入された自動車税の環境性能割交付金割のうち、そのうちの 43%、その 2 分の 1 を市町村の道路の延長で案分するということと、もう 2 分の 1 は、道路の面積で案分して入ってくるということですので、こちらに関しましても、本町のほうで、ちょっと、どういった計算式になっているかというのは、分かりかねる次第でございます。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 12 ページ、民生費負担金、保育料の滞納 3 万 1,000 円、これについても状況を述べてみてください。

それから、その下の 13 ページ、町営住宅使用料滞納繰越分 6 万 9,000 円、これについても状況を述べてみてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） 保育料の滞納繰越分でございますけれども、現状では、滞納繰越がなしということで、処理できております。以上です。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 住宅使用料滞納繰越分 6 万 9,000 円でございますけれども、これにつきましては、滞納者の方が 20 名ほどいらっしやったので、最終的には 6 名に減ったということで、滞納分のうち、6 万 9,000 円多く徴収することができましたので、6 万 9,000 円は増額させていただいて、収納率は全体といたしましては、60%台を超えたというような状況に、今のところはなっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 14 ページ、定住促進住宅使用料現年度分が 59 万 7,000 円増えております。これは、どんな状況なんですか。
その下の 55 節の減った分の 1 万円、これについて、2 つお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 定住促進の 59 万 7,000 円の使用料現年分の増額につきましては、これはもう単純に定住促進住宅、非常に人気ございまして、多くの方にご利用いただいております。実査に基づきまして、使用料が増額になったというところございまして、マイナスの 1 万円につきましては、この滞納分につきましては、これは、前から報告させていただいておりますとおり、お一人の方でございまして、既に、佐用町から出ておられる方に対しまして、何とかかんとかお金を納めていただいているという状況でございますけれども、当初、3 万円ほど見ておりました収入額が、努力した結果にもかかわらず、2 万円しか入りませんでしたので、今回、やむを得ず 1 万円を減額させていただいたという状況でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君「今ので」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 3 回目なのでお待ちください。

〔岡本義君「違う、今の回答の」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今の課長の答弁で、定住促進が人気があるということで、その入られた方が、ずっと前よりは、増えてきて、これだけの分になったというふうに解釈していいんですね。
それから、下の分は、1 人ということですが、その 1 人が何ぼかずつでも入っておるといいんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 住宅のほうは、要は、空き部屋があるごとに募集をかけて入っ

ていただくということですから、空いている月が本当に短くなったと。大概お客様がご利用いただいている状態が増えてきたということでございます。

それから、2万円になってしまったというのは、年金の支給月に何とか少しずつでもということで、徴収をしているわけなんですけれども、いろいろと、コロナの関係もあったんでしょう。家庭の都合とか、いろいろございまして、どうしても支払いができなかった月もあって、結果3万円が2万円にしかならなかったというところでございます。

8番（岡本義次君） はい、分かりました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 17ページ、個人番号カード交付事業で、これ休みまで職員の方が出てやられております。これ今現在、何人ぐらいに増えて、町全体としては、何%ぐらいでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） お答えをさせていただきます。少々お待ちください。

先ほど、議員おっしゃっていただきましたように、ただ今、第2、第4日曜日、職員出て、開庁してやっているところでございます。最新の国のほうからの資料見ますと、5月9日現在で、申請の件数が7,551件で、率にしますと45.38%という状況でございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 19ページ、基盤整備促進事業の補助金が466万5,000円少なくなっております。

それから、多面的機能の支払551万円、これらの要因は、どういう要因でしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） お答えします。

まず、基盤整備促進事業の補助金の関係ですけれども、この件につきましては、耐震調査の場合、いろいろとやり方につきまして検討しました結果、ボーリング調査等の数の軽減とか、そういったことが要因して、減額となっております。

それから、また、多面的機能の支払交付金につきましては、当初、103 集落を見込んでおりましたけれども、結果的には、90 集落にとどまったということで、減額になっております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 21 ページ、10 目の不動産売払収入、この 141 万 3,000 円、この場所と、地目、平米を教えてください。

それから、下のふるさと応援寄付金、2,596 万 1,000 円になったわけでございますけれども、今、何人の方からの応援があったんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 不動産収入の中の土地売払代金、141 万 3,000 円の内訳でございますけれども、2 件あります。

1 つには、佐用坂下りてきましたら三城がありまして、場所なんですけれども、橋の手前左に曲がったところに、面積的には 256 平米の土地がありまして、この土地の売払代金ということで、100 万円。

それと、マックスバリュの横で、今、工事をしている、整備をしていると思うんですけれども、そこに町の土地がございます、その土地が約 20 平米、23 万円で売り払っているということでございます。以上です。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） はい、失礼いたします。

ふるさと納税の件数でございますけれども、令和 2 年度につきましては、1,588 件で、金額については、先ほど、おっしゃいました 2,596 万 1,983 円となっております。

令和元年度が約 1,370 件です。2,340 万円程度となっておりますので、若干の増というところでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、総務課長がおっしゃった場所とか金額は言われたんですけど、地目が抜けておりますので、地目、これ全部あれ。

[総務課長 挙手]

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 地目ですけども、これは雑種地になるんですかね。

[岡本義君「どっちも、2つとも」と呼ぶ]

総務課長（幸田和彦君） そうです。雑種地です。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので。

[岡本義「あるある。あるで」と呼ぶ]

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 22 ページ、30 番一番下。35 万円の滞納処分実費徴収、この分についても状況を述べてください。

[税務課長 挙手]

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） この 35 万円なんですけれども、滞納処分をした時に、処分料を回収するということで、インターネットの公売利用料ですとか、それから、公売のシステム利用料、それから、コンビニの振込の利用料というふうなところの費用を回収しております。

今回、35 万円増額になったというのは、前にも言いましたけれども、大口の個人の方の土地を処分いたしました。その時に公売にはかからなかったんですけれども、その土地の評価をするために、不動産の鑑定をしております。その鑑定料を回収しましたので、ここに 35 万円の増額というふうになっております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 59 ページ、一番下のとこの林業振興の 12 番の委託料でございますけれど、航空レーザーの測量委託料、これ 1,870 万円少なくなっておりますが、この要因は。

[農林振興課長 挙手]

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） その分につきましては、この7月ですか、補正させていただいた分でございます。全体の中で、当初は、全体工事を2年度でやるという形で、当初、11億5,000万円を割り振りしまして、2年度におきましては、5,500万円を予定しておりますけれども、業者のほうの見積り減とか、契約減の関係で、この2年度の割当が現在のところ363万円になったということで、減額させていただいております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第11、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 4ページ、(10目)20節の医療給付費分滞納繰越分333万8,000円。
それから、その下の22節の123万7,000円。
それから、25節の介護納付金分の29万8,000円。
それから、その下15目、退職被保険者等国民健康保険税の分でございますけれど、(20節)21万1,000円。
そして、5ページの22節の4万9,000円。
25節の4万2,000円。これについての状況をお示してください。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） お答えをさせていただきます。
状況確認を、まだ、出納閉鎖前に行っておりますので、確定の数値ではございませんが、見込みということでお答えをさせていただきます。

まず、今、岡本議員のほうからは、6つの項目に分けて、ご質問を頂戴したわけですが、徴収は、国民健康保険税として一体的に徴収するという事になってございます。

それと、退職者医療との振り分けも現時点ではできておりませんので、申し訳ありませんけれども、6項目を1つにまとめて、現在の状況を報告させていただきたいと思っております。

まず、滞納者でございますけれども、今年度、この滞納繰越分に上がっております滞納者195人いらっしゃいました。そのうち、100万円以上の滞納の方が16人ございました。そういった方の状況でございますけれども、100万円以上の方につきましては、16人ございましたけれども、そのうち、お二人につきまして、お一人は完納になったということ。もう一人は不納欠損、執行停止しておりましたので、不納欠損ということになりまして、お二人は滞納がゼロというふうになりました。

そういったことがございました。

それから、全体としてですけれども、滞繰分のうち、約1,757万7,000円が納付されたということで、収納率にしますと、これが約30%を超えております。この収納率は、昨年、一昨年は20%台でして、その以前は、ずっと10%台だったんですけれども、令和2年については、30%を超える滞繰の収納率というふうになってございます。

ということで、翌年度に繰越す額が、かなり減少するという事で、次年度以降、さらに滞納分の徴収に努力してまいりたいというふうになっております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 西岡議員。

12番（西岡 正君） 質問ではないんですけど、審議のあり方なんですけれども、3月までの専決補正で、今、出ているわけなんですけれども、感ずる中で言うては駄目だということではないんですが、何か決算の審議をしよるような状況で、いずれ決算でされますので、同じことを、また、言われるんじゃないかと思うんですけども、質疑をするほうには、十分注意して、ひとつお願いしたいと思っております。

丸っきり決算のように受け止めますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔岡本義君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 許可しておりません。着席ください。

ただ今、西岡議員のほうから、議事の運営について、質疑の内容についてのご意見がありました。私、議長も同様に思いますので、質問者の方におかれましては、本議案、専決補正、これは令和2年度の決算見込みに合わせて、予算をそれぞれ調整されているものです。正確な数字は、この後、9月の定例会に諮られます。令和2年度の決算において明確になります。その時に、その使用用途、内容等について、説明を求めることができますので、そのことを踏まえた上で、質疑のほうを続けさせていただきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） ここに計上しておるやろ？そして、そのことで、今現在、どんな状況じゃって。

議長（石堂 基君） 岡本議員、岡本議員、着席ください。

〔岡本義君「何言うとんや」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） ただ今は、質疑の時間です。質疑以外の発言は許可しておりませんので、よろしくお願いします。

〔岡本義君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔西岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 西岡議員。

12 番（西岡 正君） 今、私も 1 議員としての方向で言わせていただいたわけですが、これ以上、同じような状況が続きますと、動議で質疑中止の動議を出しますから、その点も含みの上でしてほしいと思います。

毎年、これ言っていることだと思うんです。特に、岡本議員については、最終的な 3 月の専決で質問しておきながら、同じことを、9 月の決算で、また、聞かれます。そういう状況で、無駄な時間がかかなりありますので、できれば、私としては、9 月の決算で、より詳しく聞いていただかないと、聞いていただいたほうがええんじゃないかと。また、同じことを、ここで、また、次、9 月に聞かれると思いますので、質疑をされている岡本議員には、そこら十分、議長のほうからも、先ほど、注意があったけど、再度、注意してください。

議長（石堂 基君） ただ今、西岡議員のほうから、議事の運営について、再度申し出がありました。このことについては、議員必携にも記載されているとおり議事を運営する議長として受けなければならないことです。議長の判断として、先ほど、申し上げたように、その発言内容については、専決補正であるということ、十分にお含みおきの上、質疑のほうを続けていきたいと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 議員必携に、それ言うたらあかんと書いておるんかい。途中でもやな、どんな状況かいうことを聞きよるんや。

議長（石堂 基君） 岡本議員、着席ください。

8 番（岡本義次君） 最終的に。

議長（石堂 基君） 岡本議員、着席ください。
ただ今の時間は、質疑の時間です。

〔岡本義君「質疑しよったがな」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 質疑に基づいて、発言のほうをお願いします。
ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 6ページの55の10の10、186万2,000円の延滞金ですけど、これは、何名の方が該当していましたか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 申し訳ございません。
現状把握、ここに数字は持っておりませんので、また、決算の時にでも、答えさせていただきたいというふうに思います。

議長（石堂 基君） 岡本義次議員にお願いをします。
ただ今の質疑についても、あくまで、今回、上程されているのは、専決補正です。決算の見込みに対して予算の増減を調整する行為であります。詳しく、滞納額、徴収額等が明確になるのは、会計年度を終了し、9月の決算認定の段階になります。その時に説明を求めらるるのであれば妥当でありますけども、そのことについて、先ほど、ほかの議員の方から申し出があり、その内容を、私が認めて、議事の進行について注意してくださいというふうにお願いをしたところです。

引き続きになりますけども、よろしくお願いします。

岡本義次議員。

8番（岡本義次君） あんな、ここへ計上しておるやろ。これ、ほな、今、現在、何人ぐらいは、今、なっとんやいうことを、聞くぐらいどうもないやん。何いうとん。それと。

〔西岡君「議長、動議。休憩動議、お願いします」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 西岡議員。
休憩動議、この動議に賛成の方、いらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 動議に対して、賛成者があります。動議を認めます。
西岡議員、休憩動議でよろしいですか。
休憩に入ります。

午前 11 時 52 分 休憩

午前 11 時 54 分 再開

議長（石堂 基君） 会議を再開します。
ほかに質疑はありますか。

〔西岡君「なし」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 14 ページ、委託料、これ 78 万 4,000 円、少なくなっておりますが、これは今年分で、もうはや少なくなってきたわけなんではないでしょうか。そこらへんは、どうですか。

議長（石堂 基君） 議事の進行上、私のほうで、十分理解が得られませんので、もう一度、ページ数から項目、よろしくをお願いします。

8 番（岡本義次君） 14 ページ、35 の 5 の 10、特定健康診査等事業費の分でございますが、委託料、特定健康診査委託料が 78 万 4,000 円少なくなっております。この分については、どういう要因があつて少なくなったのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） この特定健診と申しますのが、集団健診、昨年度、令和 2 年度でしたら、7 月に実施しておるわけですが、そこで受診された方の人数ですとか、それから、受診された方の内容、そういったことによって、減額になっているということでございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 8 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 8 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第12、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 4ページ、この分の10の10の20節、28万円少なくなっております。この分についても、ちょっと、教えてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） お答えさせていただきます。

滞納繰越分の28万円減額でございますけれども、当初予算で滞納見込額の30%で上げておったわけですが、実際に徴収してみますと、そこまで達しなかったということで、減額となったというところでございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を1時15分とします。

午前11時58分 休憩

午後01時13分 再開

議長（石堂 基君） 西岡議員よりワクチン接種のため、本日の会議を途中退席する旨の届出が提出され、受理していますので、報告しておきます。

なお、再入場については、ワクチン接種が終了次第されるということで、聞いておりますので、あわせて報告をしておきます。

それでは、休憩を解き、再開します。

休憩前に承認第9号の質疑がないことを確認しておりますので、これで、本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。
承認第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第13、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第10号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第14、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第11号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第11号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第11号は、原案のとおり承認されま

した。

続いて、日程第 15、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 3 ページ、15 の 10 の 15 節、20 万 9,000 円。

それから、その下の 7,000 円、その分について状況は、どんなんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 水道の料金の滞納分ということで、よろしいでしょうか。

水道料金の滞納分については、実績をもってさせてもらっております。こちらについては、ちょっと件数とか、そういう人数とかは確認はできておりませんが、約 23%の収納率で計上させていただいております。

それから、閉栓手数料の滞納分 7,000 円でございますが、こちらについては 11 件ございまして、2 万 3,000 円、閉栓の手数料が、まだ残っておるといような状況でございます。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する討論を終結します。

これより承認第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 12 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 16、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 3 ページ、15 の 10 の 10、15 節、滞納繰越分 37 万 1,000 円少ない分で、今、状況はどうでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） こちらについても、実績に基づいて予算しております。件数についても同様で、ちょっと把握しておりませんが、収納率としては約 17.8%程度の収納率で計上させていただいております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 17、承認第 14 号、専決処分承認を求めることについて、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 5 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 3 ページ、20 の 10 の 10、15 節、滞納繰越分の 17 万 1,000 円の浄化槽の使用料、この分について、現況を説明してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 浄化槽の使用料についても、現況に基づいて専決補正をしております。
こちらについては、滞納分としては 53 万 5,000 円程度見込んでおりまして、収納率としては約 25%計上しております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 14 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 18、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 2 年度
佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を行います。質疑は
ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 15 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 19、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 2 年度
佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 5 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 16 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 16 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 20. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町一般会計補正予算 第 1 号（R3.4.1 専決第 17 号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 20、承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
承認第 17 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 17 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 1 号）、専決第 17 号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の追加計上でございます。

本協力金につきましては、兵庫県 の要請に応じて営業時間の短縮にご協力をいただきました事業者に対し、県と町が協調して協力金を支給するものであり、既に令和 3 年 1 月 14 日から 2 月 7 日までの第 1 期分につきましては、令和 2 年度に予算措置し、繰越事業として実施をしているところでございます。

このたびの補正予算では、2 月 8 日から 3 月 7 日までの第 2 期分を予算計上するもので、事業者の皆様に迅速に協力金が交付できるよう、兵庫県が申請受付を開始する令和 3 年 4 月 1 日に委託契約を締結するために、佐用町として予算措置を行ったものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 657 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 122 億 2,310 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、国庫支出金につきましては、国庫補助金 657 万 1,000 円を増額で、地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出であります。総務費につきましては、総務管理費 657 万 1,000 円を増額で、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業委託料でございます。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第 17 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 17 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 17 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 17 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 21. 議案第 65 号 町有財産の無償貸付けについて（旧三土中学校跡地）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 21、議案第 65 号、町有財産の無償貸付けについて（旧三土中学校跡地）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 65 号、町有財産の無償貸付けについて、提案理由のご説明を申し上げます。

三土中学校跡地につきましては、先進的な農業技術を導入した次世代農業のモデル事業として取り組みを進めるために、佐用・IDEC 有限責任事業組合に対して、平成 28 年 9 月 1 日から無償で跡地の貸付けを行っております。

本事業では、大規模なハウス内に高設ベンチを設置し、栽培に適した温度・湿度等をセンサーにより自動制御を行い、高糖度のトマトの生産に取り組んでおります。

一定の品質基準をクリアしたブランドトマト「夢茜」については、関西圏の百貨店・デパートを中心に出荷・販売するとともに、夢茜の基準に満たないトマトについては、「舞茜」や「とまらんとマト」という名称で、スーパーや直売所等を中心に出荷・販売をしております。

また、町内では、道の駅ひらふくや元気工房さよの各店舗でも購入、販売をしております。

なお、農園の従業員数は 15 名で、そのうち町内から 12 名を雇用して、地元雇用の創出に貢献するとともに、佐用高等学校農業科学科の研修の実施や、家政科の加工品開発に協力するなど、担い手の育成事業や高校の魅力化推進にも取り組んでいるところであります。

貸付け物件の所在地は、佐用町中三河 485 番地ほかで、土地は 1 万 3,500 平方メートル、建物としては、倉庫や事務所として利活用しております、元の部室棟及び木工金工室棟となっており、それぞれ鉄筋コンクリート 2 階建て、床面積 300.54 平方メートル、木造平屋建て 144 平方メートルの建物となっております。

なお、学校等跡地の利活用事業者へは、土地・建物を原則 10 年間無償貸与することを、公募における支援制度としておりまして、平成 28 年の 6 月議会において、最初の 5 年間の無償貸付けについて議決をいただいております、このほどその期限がまいりましたので、今回、残りの 5 年間の無償貸付けについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまし

て、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） ここでお知らせをします。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いをします。

当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、説明ありまして、夢茜とか舞茜、これどうなんでしょう。昨年、順調ように販売もされて、収支決算のほうは、どのようになっていますか。分かれば教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

以前から一般質問や総務常任委員会等でお知らせをさせていただいておりますが、農園単体としては、残念ながら赤字の経営となっております。

そのため、昨年度から3カ年計画で、経営状況の見直しを栽培面、販売面、管理面、そういったところで、経営改善を図っていることを、3カ年計画で進めております。

令和2年度でございますが、先ほど言いました、栽培、販売、管理、いろんなどころで、努力を有限責任事業組合のほうで行いまして、令和2年度が営業キャッシュフローベースで約2,500万円の赤字ということで、令和元年度が約3,500万円ということでしたので、約1,000万円の赤字額の解消の改善が見られたというところでございます。

今後、少しでも改善するよにということで、あと2カ年かけて、来年度は、さらに植える間隔、株間の短縮などを図りながら、さらに改善を図っていきたいというようところが現状でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 高校生にも、そうやって勉強していただいたりしていますけれど、いい面があるんですけど、今、申された15名のうち、町内12名というのは、もう正職員になっていらっしゃるのかな。これ。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼します。

正職員は1名でございます。残りの方については、パート職員というような、非常勤職員というような形でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 無償貸付けが5年間経過して、これからの5年間ということなんですけれども、ほかの小学校、学校、保育園の場合は主体が民間です。で、この三土中学校の場合は、有限責任事業組合、LLPをつくって町が関与しているという形をしておりますけれども、仮にですけれども、例えば、IDECが単体で5年間やっていたと。さらに5年間の無償貸付けを申請するかと。で、そのことを、ちょっと聞きたいんですけれども、要は、このスタートした時は、3つのコンセプトがありました。ファインバブルとか、水耕栽培ではない土による栽培、官民連携。目指すは、おいしいトマトの安定生産ということです。それは、多分、IDECが、そもそも、そういう形で考えたんだろう。

町としては、地域振興とか、それから、いろいろ、これはほかの農家さん、横展開をするためと。あるいは、先ほども、ちょっと触れられましたけど、雇用増と。それから、佐用高校との連携で、後継者づくりということだったんですけど、これ5年たって、赤字の状況がずっと変わらない状況、これが、IDEC単体であれば、さらに5年間申請するだろうかということ、考えたんです。そのあたりについては、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そもそも、この事業につきましては、そうした農業技術として、IDECという会社も、新しい、その技術としてファインバブルというような機械を開発をして、それを応用して、品質の高い、また、高収量の栽培を目指す、農業に取り組むという、会社としての事業の方向性と、また、先ほど、お話しいただいたように、町としての、そうした農業が、このような現状の中で、新しい技術を取り入れたものを、何とか一応、町として試験的に、試行的にも取り組んでいって、これを安定した農業につなげていける取り組みとして、こういうトマト栽培を行っていくということで、合意をしたところです。

そもそも、この事業の一番核になってきているのは、当初の太陽光発電事業、この太陽光発電事業による安定した収益、しかも当初の計画以上の収益が太陽光では上がってきております。

そういうものを、それを1つの財源として取り組んでいるものであって、IDECが単独でそれをするだろうかというお話なんですけども、IDECの会社としても、これは単独でやっているのではなくって、この有限責任会社、両方につくった、この太陽光事業というものを基に、IDECとしても、会社の新しい将来の農業技術というものを、その中で、実践的に行っていて、これを会社の事業にも、また、新たに発展していきたい。つなげてい

きたいという、そういう方向性も考え方も、当然、持って参加をしているわけでありまして、ただ単独に農業技術だけで、この今の事業を IDEC さんが LLP を抜けて行うというようなことは、当然、考えられるものではないわけでありまして、当然、町としても逆に単独ではなくって、そうした民間会社との共同事業として取り組むことによって、今の事業を何とか、そうした当初の目的に沿ったものにしていくための、これから、まだ、努力を続けていきたい。そういう考え方で、5年間の新たな貸付けを行おうということでありませ

す。実際に、栽培を始めてからになりますと、今、4年目になるわけでありまして、先ほど、課長も申しましたように、当然、当初のいろいろと描いてきた計画どおりの事業には、なかなか達していないところを、改善計画をお互いに一緒につくりながら、そうした面で、今、改善に向けて取り組んでいる最中でありませ

す。何とか、収支をトントンに、まずはなるように、早く持って行けるように、3年間でということで、今、取り組んでおる1年目が終わったところでありませけれども、これが3年間で十分な改善が見られないというような状況になれば、それが確認されれば、当然、このいつまでも、こうした大きな赤字運営の中での経営については、根本的に、また、見直すべき時はくると。見直さざるを得ないというふうに、私は、考えております。

それは、栽培について、農業についての取組は、当然、引き続いて、継続して取り組みたいという思いは持っているわけでありまして、ただ、トマトの栽培ということについての、そのへんのものについて、いつまでもトマトだけを栽培していったいいのか。もっと、やっぱり新しい、そうした収益性の高いものを栽培をすることができないかというようなことも、当然、現在でも、いろいろと研究はしておりますけれども、具体的に、また、取り組んでいくべき時が来るということも考えられます。

ただ、今現段階におきましては、先ほど、課長も言いましたように、繰り返しますけれども、改善の1年が終わって、あと2年間、どこまでやれるか。当然、それを達成できるように、当然、今から努力するということが、今の現在での大きな課題ではないかと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 確かに、太陽光発電がありましたから、太陽光発電の黒字の分を、この IDEC との有限責任事業組合のほうに使っているわけですが、これから3年間の改善計画があつて、1年たつて、あと2年ということなんですけれども、例えば、IDEC と佐用町との経営会議等で IDEC そのものは、見通しについては、要するに楽観的に考えているのか、厳しいと考えているのか、そのあたりが、結局、これ IDEC が単体であれば、多分、5年間で成果が出ないと、そういうシビアな判断を下すのではないかなと。

逆にこの佐用町と共同していやっていることが、もしかして足かせになってしまっているのではないかな。

要するに、今回のさらに5年間の無償貸与、無償貸付けについては、そのあたりが、やっぱり IDEC の、言ってみれば本音のところ、この5年間どう総括して、あるいは改善計画の1年目が終わった段階で、どう総括しているのかな。

先ほど、言いましたように、IDEC は見通しについて、楽観的に考えているのか。厳しいと考えているのか。経営会議では、そういう話は、IDEC の意図というものは聞けたんでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 副町長。

副町長（坪内頼男君） この経営会議につきましては、私が職務代理者ということで、出席をさせていただきます。

これまでは、何とか収支、キャッシュフローでトントンと行く、それを目標に、いろんな取組をする中で、試行錯誤というふうな部分も確かにありました。

今年、去年の終わり頃からですけれども、今、廣利議員のお話のようなことも、町としても今のこれまでの現状から非常に厳しいという、農業事業として、これが本当に横展開できるような収益性のある事業として、成功するのだろうかという、そういった厳しいものをもっております。そういうところを、その経営会議の職務執行者にも本音のところで話し合いをしていこうということで、今、話し合いをさせていただきます。

IDEC としては、この農業事業を、元々は電気関係の制御装置、そういうものが主ですけれども、農業事業についても積極的に取り組もうという姿勢で臨んでおられます。

S & C という IDEC の子会社ですけれども、そこも本社のほうに戻して、この農業事業の取組も体制も新たにして、共同してこの事業を採算とれるようにいうことで、どういう面を、IDEC の設備的なもの、ナノバブルとか、そういう設備的な面も合わせて横展開できるような規模の経営できる、そういう設備というんですか、そういうものも試行すると、検討するということで、職務代理者の方も言われています。

それにあわせて、一番基本は3カ年計画の1年目が終わったところで、2年目については、この赤字部分をトントンに持って行くという中で、いろんな課題を、課長のほうも言いましたけれども、昨年の実績としては、もう少しいい結果というものを期待していたんですけれども、風の影響でハウスが破損して2カ月半ほど生産できなかったとか、そういうったアクシデントもあったりして、中でも一昨年に比較すると 112%ぐらいの収益性のところに持ってきていますので、何とか、この2年目の今年、トントンと言うんですか、それに近い形の成績を上げるということで、それを集中しながら、合わせて同時に、この3年後の事業のあり方というものを、町と IDEC と真摯に議論して見極めていくということで、今、取り組んでおります。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） そうすると、町もそうですけれども、IDEC の考え方としては、決して楽観的ではないと。3年の改善計画の1年だって、あと2年たって、やっぱり重大な決断というものもあるということで、よろしいでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 経営会議の内容を報告を受けて、IDEC のほうの本体としては、S & C、子会社だけの判断ではなくって、本社の経営会議にも、これが議論をされて、会社と

して基本的に農業分野において、この IDEC が持っている技術、これを新たに展開をしていきたい。農業の制御に対して、いろいろな今コントロール、制御機械というようなものを得意とする会社ですけれども、農業分野に当然さらに進出をしていきたい、そういう意向、考え方には変わりはないということを確認しております。

そのために、当然、この事業としては、今のところ計画どおりの状況に至っていないという中でありますけれども、やはりここで1つの実績を積み重ねながら、あらゆる試行的な試行錯誤して、試行しながら、そのものを今後の IDEC という会社としての経営の中、そうした機械、制御装置、そういうものの開発にも生かしていくというメリット、そういうものがあるわけで、そういう中で、事業としては、この LLP としては、当然、太陽光発電も一体的な、今、経営という中で、IDEC さんとしても、そのリスクの部分について、今のところ会社全体に対する影響としても、太陽光で非常に好調と言いますか、当初の計画以上の収益を上げておりますので、そういう中で吸収できているということで、そんなにすぐに、この事業から撤退するということはないということは、私は、話は聞いて確認はさせていただいております。

ただ、先ほど申しましたように、この技術で、今、トマトでずっと、一応これを実績を上げていきたい。トマトでやっていきたいということであったんですけれども、これが現在のトマト栽培だけで、そうした経営改善が全てできるのかどうか、このあたりの見直しは、当然、考えていかなければならないというふうには、私自身もこの間の状況を見て、担当者のほうにも、いろいろと指示をしているところであります。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金澤議員。

1 番（金澤孝良君） 廣利議員と、ちょっと重複するところもあるかとは思いますが、トマト栽培始められて、丸4年が来るですかね。

僕、議員になった当初に、総務常任委員会のほうで視察をさせていただきました。非常に立派な施設で十分に収益が上がるんだというふうなお話を、その当時に聞かせていただきましたけれども、なかなか何千万という赤字が、ここ数年続いているような状況です。

町におかれましても、担当の職員を専属で置かれて、いろいろ試行錯誤されておるようですが、もともっと厳しい目で見ていかなければ、これせつかくあれだけの施設がある施設で、うまく栽培ができないとは僕は思わないんですけれども、ただ、3年ほど前に説明聞いた時に、非常に初歩的な質問をさせていただいたんですけれども、回答が本当に初歩的な部分もあったような気がします。

土が、我々、自分の畑でもトマトは連作できませんはね。毎年、位置を変えて植えつけるんですけれども、何か、同じ土で、なかなかいいのができないんだとかいうような、土、土壌改良いう手法もあるんだろうけれどもね、そういったノウハウを持った中で取り組んでおられるんだと思っていたんですけれども、なかなか実際には、そういう成果が上がってないように思われます。

もっと厳しい指導で、せつかくいい施設で、いい環境にあるわけですから、もっと効率のいい運営方法を、厳しい目で、共同経営されているんですけれども、厳しい形で、ほんまに収益を上げていかなければ、何のために無償貸付けして、せつかく設備を継続していくために、もっともっと努力が必要でなかろうかなと思います。

町長、おっしゃられたように15名の雇用と、それから、地域の佐用高校、何か非常に、僕も同窓会の副会長という立場で高校生らと、いろいろ交流あるんですけども、非常にいい環境で、いい勉強になるということで、家政科の生徒さんたちも喜んでトマトの改良に力を注いでいるようなので、地域と密着した、そのところは非常に歓迎するわけなんですけれども、成果をもっともっと上げていく努力を、やっぱりやってほしいというふうに思います。

せっかく5年間が継続されるわけなので、今、町長、おっしゃられたように、トマトが駄目ならトマト以外の何かをやるというぐらいな提案をして頑張ってくださいようお願いしたいと思うんですけども、担当課の方、どう思われますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） その施設ご覧になられた時に、ちょっと、よく分からないような回答だったというようなことだったようですが、ちょっと、私、その現場のことは存じ上げませんが、現在、そういった土の改良というのも熱消毒をしたりとか、土を一部入れ替えたりとか、そういう改善は、当然やられています。

IDECさんとしては、最初、富山、それからご存じのように福崎で農場を持たれて研究をされて来られましたが、この営業ベースでやるのは、この佐用町の三河でやるのが初めてであったということで、気候の状況が違ったり、あとは施設の規模が、やっぱり営業の規模で違うということで、やはり、そのへんで当初の計画とは相違が出てきたというんじゃないかなというふうに認識しています。

ただ、今なんですけれども、特に昨年度でございますが、三河地域にあったというか、実情に即した気温の測定ですとか、そういったことを精細なデータを取りまして、それにあったような作付けですとか栽培をやっているというようなことと、あと農園の管理者が4年目というか、たってきた、そのへんも安定的になってきたというところで、令和2年度において、初めて、年間を通して、多少はありますけれども、大きなカビとか、大きな病気とか、こういったことはなく、安定的に栽培ができたというのが、令和2年度初めてだったということになります。

先ほど、申し上げたような収益、あるいは営業キャッシュフローの数字になったというところです。

佐用町のほうも、先ほど、議員さんおっしゃいましたように、担当のほうは、再任用職員ではありますが、専任で就けております。ただ、これ専任と言いましても、農園に就けているわけではございません。太陽光発電も合わせて就けておるわけです。LLP担当ということで就けております。この職員も毎日、当然、いろんなデスクワークもございますので、ずっと農園には行けません、ほぼ毎日、午後からは農園に行って現場を確認し、現場の担当と打ち合わせをしながら進めているという状況です。

経営状況、なかなか厳しいんですけども、先ほど、町長が申し上げたとおり、これからも、ちょっと少しでも早く収支が改善するように持っていきたいと思っておりますので、議員ご指摘のとおり、もう少し厳しい目で、また、引き続き見ていきたいと思っております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私からも、ちょっと、今、金澤議員からのご質問にお答えさせていただきますけれども、この事業を始めるのに当たりまして、皆さんにも当時お話をさせていただきました。当然、農業というのは、なかなか収益が一気に上がるというものではないし、経験も積まなきゃいけない。だからリスクがありますと、リスクを背負ってでも、やはり町としても、こういう農業の現状を見た時に、こうした事業に取り組んでいきたいということをお話をさせていただいたところです。

ただ、その前提として、やはり当初からですけども、IDEC という会社との共同事業、太陽光発電事業、これをまず最初に取り組んだわけです。その中で、この一般会計に負担をかからないように、そういう事業の中で、また、リスク分散として、民間企業と共同してやりたいということも申し上げました。

当初から、そんなに利益が上がるということは申し上げたことはないです。当然、何年間安定してするためには、時間はかかるといいますということも申し上げました。

ただ、何もなくてスタートしたんじゃないなくて、私どもは、IDEC という会社を、太陽光の発電のパートナーとして選んだのも、この農業ということも前提の中で、パートナーとして IDEC さんを選んだ、それには、IDEC が先ほど、課長が申し上げましたように、農業分野で、いろんな開発をしていこうと、そのために 10 年ぐらい時間をかけて富山で試験農場をつくり、そして、福崎で、また、その規模の大きいものをつくって、そこで、そうした経験なり実験を重ねてきたと、そういう前提がありましたから、今回、営業ベースでのものに持っていかないと、実際の横展開も考えることはできませんから、そういうことで、思い切って、この太陽光発電事業の収益等を財源として、ある程度安定したものの途中で、スタートしたところです。

ただ、大きな期待は、当然しましたし、私も、そのあたりで、2年、3年で、収支がトントンになるようになるのではないかと期待をしましたがけれども、なかなか、やはり農業というのは難しい点については、気候面、天候面と、それから、やっぱり生産していく、規模が大きくなると病気の発生とか、そういうものが、なかなか予測できない。かなり、いろいろと神経使って、いろいろとデータの基に、管理、コントロールしていても病気がいっぺんに発生すると、その間の苗というものが全て駄目になってしまうとか、そういうことも実際に経験をしてきております。

やはり、データだけではなくて、そうした現場で、農園長として、ずっと経験の基に管理をしていく職員の育成ということも、そういう人たちの力というのも、やっぱり大事なんだということも、十分認識をしたところであります。

そういう中で、課長が申しましたように、相当、そういう経験も積んできた中で、ようやくひとつの安定した生産が、今、やっと4年間かけてできるようになってきたというのが現状ではないかと思っておりますけれども、何とか、そうしたトマトだけじゃなくって、農業という、新しい農業について、町もこれからも、こういうことをやっていて、リスクがあるからやらないというのでは、何も進むことができませんので、ある程度のリスクは、当然、こう言いながらも農業にチャレンジする、そういうことについては、当然、IDEC さんと一緒に協力してリスク分散しながら、また、技術をお互いに、そういう民間事業者の技術も導入しながら、これから、町としても取り組んでいきたいというのが、私の思いであります。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

[金澤君 挙手]

議長（石堂 基君） 金澤議員。

- 1 番（金澤孝良君） ぜひそういった格好で取り組んでいただきたいと思います。
- せっかく、ああいった普通の農家でしたらビニールハウスで簡単なので促成栽培とかいろいろやられているですけれども、あれほど立派なガラス張りの建屋で、ガラス張りやないんかいな、ビニールか、きれいな屋根の格好した非常に立派な設備も整っているようです。
- ぜひ僕の気持としては成功させてほしいという気持ちで厳しい意見をさせていただきよんですけれども、本当にせっかくの設備と投資もされているんですから、せっかく太陽光でもうかったお金を、その赤字を埋めるんじゃないしに、やっぱり、そこはそことして、かっちりとした利益を上げるような指導も取組もやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 65 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 65 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 66 号 協定の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他 2 施設の建設工事委託に関する協定）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 22、議案第 66 号、協定の締結について、佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他 2 施設の建設工事委託に関する協定を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 66 号、協定の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本協定は、事業の実施期間を令和 3 年度から令和 5 年度末までの 3 カ年とし、佐用浄化センターに下水道以外のし尿や浄化槽汚泥等の処理集約化を目的とした前処理施設を建設

し、あわせて改築計画に基づき浄化センターの主要な水処理設備、電気設備及び久崎浄化センター、上月浄化センターの計装設備の更新事業を日本下水道事業団に委託をするものでございます。

日本下水道事業団は、生活環境の改善と公用水域の水質保全に寄与することを目的として、特別法である日本下水道事業団法に基づき設立された唯一の官業代行機関で、委託協定については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による「その性質または目的が競争入札に適さないもの」に該当し、随意契約による協定締結を予定をいたしております。

本協定は、工事の請負契約に準じるものであるため、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

なお、協定金額、内容につきましては、それぞれ別添に示しているとおりでございます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） ちょっと、お尋ねします。

12億7,200万円ということで、特殊な分で随契ということになっておりますけれど、このやつについて、上下水道課長にもお尋ねするんですけれど、国の虎の巻って積算をする赤表紙ですね、それで、私らも国鉄、本社おる時にずっと積算かけて入札をしていったんですけれど、この水道の分についても、ちゃんと、その虎の巻には出ておるんですか。これが1点。

それと、この竣工検査ね、そういうやつも、ちゃんと、そういう課長や技術担当者ができて、支払もちゃんと、そんな中身が分かって、ずっとやっていっていらっしゃるんかどうか、そこらへんについて、ちょっと教えてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） この事業につきましては、先ほど、町長の提案説明があったように、下水道事業団、官業の代行機関ということで、法律に基づいて、事業団法に基づいて設立された下水道事業団のほうに協定を結んで事業の委託をします。

ここの協定については、事業団については、入札だったりとか、施工管理だったりとか、あと全ての事業について、協定によって結ぶということで、もちろん町のほうも工程会議なり設計の協議については入っており、町の意向を受けて事業団のほうに代行して事業を実施するというので、こちらについては、今回、協定を締結いたしますと、事業団のほうで設計をして入札をすると、それで、業者を決定して、それから工程会議等は町も含め

て工程等の会議に入るということで、施工、あと検査についても、事業団のほう为主体で検査を行うんですけれども、町の職員についても立ち会ってということ、事業を実施するという事になっております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こういう設備、大きな特殊事業につきましては、佐用町には、そうした技術者というのは、当然、経験者が十分おりません。

そういう中で、町に代わって設計をし、また、積算をし、入札、工事を発注し、あと工事管理、監督をし、また、完了したものについての完了検査、そして、また、完了に基づく精算、そういうのを全て事業団に委託をするということであり、まず最初の協定額としては12億7,000万円という額で、一応、積算、大体の額を想定をして、実際には、それぞれまた、事業団が設計した、当然、今、言われましたように、基本的な単価なんか全部全てもあるわけです。それに基づいて設計をされたものに基づいて、事業者に入札を行います。その入札によって、当然、入札減というものが出たり、また、その入札で落札しない場合も出てくるかもしれません。そのへんは、町が直接やっているものと中身は同じです。

そういうことで、最終的に、また、精算をするということになるわけです。

ですから、事業団が全部工事から何からやる。直接自分でするんじゃないかって、町が行っていく発注行為、そのものを事業団に委託をするということでご理解いただきたいと思っております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第66号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第66号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第67号 佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第24. 議案第68号 佐用町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第23に入ります。

日程第23及び日程第24については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 23、議案第 67 号、佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、及び、日程第 24、議案第 68 号、佐用町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 67 号、佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、及び、議案第 68 号、佐用町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国の行政改革により、行政手続における押印の見直しが実施されたことによるものでございます。

まず、議案第 67 号につきましては、総務省告示により条例の標準案が改正されたことに伴い、佐用町固定資産評価審査委員会条例の規定を改正するものであります。

改正内容といたしましては、固定資産の価格に不服がある納税者が、固定資産評価審査委員会に対して審査を申し出る際の審査申出書について押印を不要とするものでございます。また、口頭審理を行う際の口述書についても署名押印を不要といたします。

次に、議案第 68 号につきましては、国家公務員の職員のサービスの宣誓に関する政令が改正されたことに準じて、佐用町職員のサービスの宣誓に関する条例の規定を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、新たに町職員になったものは、「任命権者の面前で宣誓書に署名押印をしなければならない」とされていましたが、署名押印を不要とするものでございます。また、宣誓書の提出について、原則として職務に従事する前とされておりますが、天災等やむを得ない理由がある場合には事後でも構わないことといたします。

以上であります。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 67 号及び議案第 68 号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 23、議案第 67 号、佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 67 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 67 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 24、議案第 68 号、佐用町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これ宣誓する場合、上級の者に宣誓するとなつて、もし、そういう災害とかあったら、その後でもいいんですよということなんですけれど、事実、佐用では、こういう天災が起きて、後でやったというようなことは、事実あったんでしょうか。そこらへんは、どんなですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） そういった事実はございません。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 68 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 68 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 議案第 69 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 25、議案第 69 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 69 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月 31 日に公布され、順次施行されることに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

まず、1 点目でございますが、扶養親族について「年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」が追加され扶養親族が明確化され「扶養親族」と「扶養控除」のとり扱いが同様となりました。

また、扶養控除については、令和 2 年度の改正で、その対象となる扶養親族から 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたところでございます。

今回の改正では、30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族であっても留学ビザのコピーを提出したものや障がい者、送金関係書類において 38 万円以上の送金等が確認ができる者については、扶養控除の適用を受けられるという内容が、所得税法等で改正されますので、これらにより個人町民税均等割、所得割の非課税の限度額が改正されるというものでございます。

2 点目は、寄附金制度における寄附金の範囲の見直しを法律改正に合わせて改正するもので、寄附金が、「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」ことが追加をされました。

最後は、セルフメディケーション税制の見直しでございます。

特定医薬品購入額の所得控除制度としてセルフメディケーション税制が平成 29 年分から特例制度として適用され、健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う個人がスイッチ OTC 医薬品を購入した際に、その購入費に対して所得控除を受けることができる制度でございます。

この対象をより効果的なものに重点化するために医療費適正効果が低いと認められるものを除外し、一般用医薬品のうち、医療費削減効果が高いものを対象に加えるなどを行い、また申告手続きを簡素化した上で 5 年延長し、令和 9 年度まで対応する改正でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 69 号については、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 69 号について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） すみません。私、総務常任委員会のメンバーじゃないんで、ちょっと聞かせてもらいますけれど、当初、28 万円、そして、同一生計者で、また、10 万円を加算するということで、そして、同一生計配偶者が、さらに増えた場合 16 万 8,000 円ということで、54 万 8,000 円になるんですけど、それは、どう言うんですか、その配偶者が増えた場合、その時点から、これがいわゆる OK になるんかどうか、そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 今回の改正については、そういった改正ではなくって、この非課税、いわゆる 30 歳以上 70 歳未満で、国外に住所を有する者、外国に行かれています方、その中で留学をされている方とか、それから障がいを持っておられる方、それから、日本から送金を 38 万円以上している方、そういった方が扶養の対象になりますよということなんです。

その扶養の対象になると、非課税の限度額の計算式の中に扶養親族に 1 人を足して掛ける、今、言われたように 16 万 8,000 円を足しなさいとかいう計算式があるんですけども、今までは、それは算定されなかったんですけども、それを入れることによって非課税の限度額が上がりますよというところに行きつくという改正なんです。

ですから、通常であれば、全然関係ないという、国外に扶養者とか子供さんがいなければ関係のないという改正でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 69 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 26. 議案第 70 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 26、議案第 70 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 70 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県の福祉医療費助成事業の制度改正等に伴い、本条例の規定を改正するものであります。

改正内容としましては、3 点でございます。

1 点目が訪問看護療養費を助成対象とすること、2 点目が税制改正により給与所得控除、公的年金等控除額が 10 万円引き下げられることによる所得判定基準への影響が生じないように、「所得を有しない者」及び「低所得者」の定義において、控除額を 10 万円引き上げること、3 点目が地方税法等の一部改正によるひとり親控除制度の新設に伴い、寡婦（夫）

控除のみなし適用に係る規定を削ることをございます。

いずれも、県の制度改正に準拠したものでございますので、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 70 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 70 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 70 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 27. 議案第 71 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 27、議案第 71 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 71 号、佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,950 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 125 億 2,260 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 2 億 553 万 6,000 円の増額で、地方創生臨時交付金などを増額いたしております。

県支出金につきましては、県補助金 881 万 7,000 円の増額。地方創生臨時交付金の関連事業として実施する「商店街お買い物券・ポイントシール事業補助金」などを追加計上いたしております。

繰入金といたしましては、財政調整基金繰入金を 7,894 万 9,000 円増額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入 200 万円の増額であります。

町債につきましては、420 万円の増額で、情報通信基盤整備事業債を増額いたしております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

総務費につきましては、総務管理費 2億 6,684 万 4,000 円の増額で、地方創生臨時交付金を活用した諸事業を追加計上するなどいたしております。

民生費につきましては、児童福祉費 1,656 万 2,000 円の増額で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金などを増額いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生費 483 万円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費を追加計上いたしております。

農林水産業費は、農業費 660 万円の増額で、地域おこし協力隊の増員に係る経費などを追加計上いたしております。

土木費につきましては、土木管理費 50 万円の増額で、近畿市町村災害復旧相互支援機構出資金を追加計上いたしております。

教育費につきましては、416 万 6,000 円の増額であります。うち、社会教育費は 6 万 9,000 円の増額。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、キャンセルが必要となった施設使用料の返還金に対応するため、チケット料等返還金を追加計上するなどいたしております。保健体育費は 409 万 7,000 円の増額。町民プールの機器修繕料などを増額いたしております。

次に、地方債の変更につきまして、第 2 表、地方債補正により、説明をさせていただきます。

情報通信基盤整備事業につきましては、防災行政無線の統合制御サーバ更新事業の増額によりまして、限度額を 2,270 万円から 2,690 万円に引き上げるものでございます。

以上で、一般会計の補正予算の提案の説明とさせていただきます。

補正内容の細かい事業につきましては、全員協議会でもお示しをさせていただきましたが、その一覧表をご覧いただければというふうに思っており、お願いをしたいと思います。

以上で、終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております、議案第 71 号については、6 月 10 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 28. 同意第 2 号 佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 28、同意第 2 号、佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 2 号、佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

す。

佐用町石井財産区につきましては、地方自治法第 296 条の 2 により財産管理会を設置しており、その管理委員の小野秀幸氏が辞任をされます。

そのため、その後任として、佐用町石井財産区管理条例第 3 条に基づきまして、馬場一三（ばば ひふみ）氏を新たに管理委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りをします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 2 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 2 号は、同意することに決定しました。

日程第 29. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 29、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町漆野 409 番地、敏森久美子氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となります。引き続き人権擁護委員にご就任をいただきたいと、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 3 カ年間となります。

ご同意を賜りますように、お願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 02 時 31 分 休憩

午後 02 時 32 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。日程第 29、諮問第 2 号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号は適任と答申することに決定しました。

日程第 30. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の請願について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 30 に入ります。

今期定例会に請願 1 件を受理しております。

請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の請願については、会議規則第 87 条第 2 項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 1 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。10 番、山本幹雄議員。

〔10 番 山本幹雄君 登壇〕

10 番（山本幹雄君） 件名としまして、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の請願について、請願趣旨としましては、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには 30 人学級の実現が不可欠です。

その上、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあります

が、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上となっております。よろしくをお願いいたします。

議長（石堂 基君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本請願についての討論を終結します。
これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
請願第1号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、請願第1号は、採択することに決定しました。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10番（山本幹雄君） 動議を提出します。

先ほど請願が採択されておりますので、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 　　ただ今、山本幹雄議員から、意見書案を日程に追加して議題とする
ことの動議が提出され、さらに賛成者がありました。
この動議は、賛成者がありますので、成立しました。
ここで、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 3 9 分 休憩

午後 0 2 時 4 0 分 再開

議長（石堂 基君） 　　休憩を解き、会議を再開します。
山本幹雄議員から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とす
ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 　　ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第 1 とし
て議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 . 発議第 2 号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係
る意見書（案）

議長（石堂 基君） 　　それでは、追加日程第 1、発議第 2 号、少人数学級・教職員定数の改
善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題とします。
この際、お諮りします。本件は請願第 1 号の採択にともなう意見書の提出でありますの
で、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
これより発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第 2 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 　　挙手、全員です。よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されまし
た。

日程第 31. 委員会付託について

議長（石堂 基君） 　　続いて日程第 31 に移ります。

日程第 31 は、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 4 2 分 休憩

午後 0 2 時 4 3 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を続行します。
ここでお諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。明 6 月 4 日から 6 日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
なお、次の本会議は 6 月 7 日、月曜日午前 10 時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後 0 2 時 4 4 分 散会
